静岡市清水庵原球場

指定管理業務仕様書

令和7年10月

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

静岡市観光交流文化局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

	1	施	設(の設	置	: 目	的	•	運	営	方	針]																			
	(1)	設旨	置目	的			•																							•	1
	(2)	運1	営力	i針		•				•			•	•							•			•		•	•			•	1
	(3)	目相	票•			•	•			•	•	•			•		•					•	•	•	•					•	1
	(4)	管理	里運	営	に	関	す	る	基	本	的	な	考	え	方						•			•	•	•	•	•		•	1
[2	指	定	管理	!業	務	0	内	容																							
	(1)	指定	定管	理	業	務	を	行	う	施	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	指定	定管	[;] 理	者	が	直	接	行	う	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3)	第	三者	15	委	託	す	る	ک	と	が	で	き	る	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	市」	民ア	ン	ケ	_	\vdash	調	査	及	び	利	用	者	満	足	度	調	査	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(5)	指定	定管	7理	者	に	ょ	る	自	己	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(6)	定	胡幸	告	. (月	次	報	告)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(7)	修約	善の	実	施	状	況	に	関	す	る	協	議	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(8)	事	業報	告	. (年	度	報	告)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(9)	次分	 手度	以	降	0	事	業	計	画	書	等	0)	作	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(10))	障	害者	差	別	解	消	法	^	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(1)	[)	暴力	力団	排	除	条	例	^	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(12	2)	マ	ニュ	ア	ル	0	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(13	3)	そ(の他	指	定	管	理	者	が	行	わ	な	け	れ	ば	な	5	な	い	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
[3	指	定	胡間]]									•																		7
	4	管	理(の基	:準	等																										
	(1)	開負	涫時	間	等	•			•		•		•	•				•			•			•		•	•	•		•	8
	(2)	使人	用許	- 可	等	の	基	準		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(3)	遵'	宇す	-ベ	き	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	9
	(4)	文	書の	管	理	及	び	保	存	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	9
	(5)	個	人情	報	(D)	取	扱	١J		•	•	•	•	•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•		•	10
	(6)	情報	報公	開	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(7)	施詞	没管	7理	に	お	け	る	IJ	ス	ク	分	担	•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•		•	10
	(8)	災	害時	声に	お	け	る	IJ	ス	ク	分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(9)	賠信	賞責	任	ح :	保	険	0)	加	入	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(10))	備。	品•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(11	1)	感	杂症	<u>-</u>	(D)	対	応			•	•	•	•	•	•		•				•			•	•	•	•	•		•	12

L	5 管	 寶理体	な制	(糸	且縋	<u>;</u>)																						
	(1)	資格	\$等	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(2)	人員	1 .	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	12
	(3)	非常	詩時(かな	本制	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	13
	(4)	その)他			•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	14
,	C +	~ / → /~/	÷÷⊞√	∕v⊽ ∄	±. 1																							
		自定管				1	7 FI	七二																				1 1
		指定																										
		賃金																										
		積第																										
		指定																										
		直近																										
		利用																										
		支払																										
		光素																										
		キャ																										
		施設																										
	(11)	指定	歪管 3	理美	美 務	きを	·対	象	ے	しか	<u>ا</u> ا	庫	補	助	金*	等(カ]	取扎	及し	٠.	•	•	•	•	•	•	•	17
	(12)	その)他	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	7 ?	との他	1																									
	(1)	事務	≶弓 糸	継	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	18
	(2)	文書	∳弓 糸	継	•	•	•	•	•	•																		1.0
	(3)	利用	1米[^	N. 24																							
	(.)		1/11	金()	ノ沃	泛正	•	•	•																			
	(4)	目的								•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	18
		目的市主	的外化	使月	月許	;可	等	•	•	•		•				•	•	•		•	•	•		•			•	18 18
	(5)		的外位 三催 ³	使 事 事	目許 美等	三可	· 等 の	協	· 力	•	• •	•	•		•		•	•	• •	•	•		•	•				18 18 19
	(5)	市主監査	り外 (E催 [□] 歪へ (使月事が	目許 美等	=可 ≨へ J・	· 等 ・ の ・	· 協:	· 力 ·	•	• •	•	•		•		•	•	• •	•	•		•	•			•	18 18 19
	(5) (6)	市主監査	向外 f	使事の復	月許 巻 弟 . •	- 可 - 「 フ・ ・	· 等 ・ の ・	· 協。 ·	· 力 ·		• •	•			•			•	• •	•				•			•	18 18 19 19
	(5)(6)(7)	市主監査原状	り外作 三催 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で	使事の復修	目許 巻 井・ 善等	一つ	· 等 の ・ ・ 予	• 協· · 定	· 力 · ·		• •	•	•		•					•			•				•	18 18 19 19 19
	(5)(6)(7)(8)	市主監査原状	的外位 三丘	使事の復修等	月 巻 盆 ・ 善 こ	一可へ・・のう	等の・・予光	・ 協 ・ ・ 定 熱	・ 力 ・ ・ 水 乳	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · 大	· · · · · 方	· · · · · 法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・ ・ 見 ī	· · · · · 直				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•			•	18 19 19 19 19
	(5)(6)(7)(8)(9)	市監原大法	的 任 在 亡 見 女 子	使事の復修等求	月 巻 為 ・ 善 こ 書 許 等 力 ・ 等 件 等	可へ・・のう保	等の・・予光存	・協・・定熱方	・力・・・水式		・・・・・・・ が が が が が が が が が が が	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・方イ	・・・・・・法ス	・・・・・の制	· · · · · 見ī)	・・・・・直			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · てに			· · · · · · · · · ·				18 18 19 19 19 19 20
	(5) (6) (7) (8) (9) (10)	市監原大法適静主查抄規改格區	的 任 在 亡 見 女 子	使事の復修等求ス	月 巻 為 ・ 善 こ 書 パ 許 等 力 ・ 等 件 等 し	コス・・のう保ツ	等の・・予光存施	・協・・定熱方設	・力・・・水式に		・・・・・・・ 対る		・・・・・・カイ施	・・・・・・法ス設	・・・・・・の制へ	・・・・・見度の	· · · · · 直 _ 対	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・なにて			· · · · · · · · · · ·			•	18 19 19 19 19 20 20
	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	市監原大法適静「主査状規改格區	外催~で記せて 新性~で記せて 新市で がは、 で記せて 新市で で記せて 新市で で記せて 新市で で記せて 新市で で記せて 新市で で記せて またで のこれで になる またで のこれで になる になる になる になる になる になる になる になる	使事の復修等求ス称	月巻為・善こ書パー	コニューのう保ツず可へ・・のう保ツず	等の・・予光存施お	・協・・定熱方設か	・力・・・水式に地	・・・・・・費(系域	・・・・・・かんるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・カイ施活	・・・・・・法ス設動	・・・・・の制へ	・・・・・・見度のへ	・・・・・・直り対の	・・・・・しへ応為	・・・・・・こうこう	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・ なにてい	· · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · ·			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18 19 19 19 19 20 20 20
	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	市監原大法適静「指主者が規改格區」定	外催へ回模で 計画 仮の	使事の復修等求ス称取	月巻 易 ・ 善 こ 書 パ ・ 当 許 等 力 ・ 等 件 等 一 し 等	コ へ ・ ・ の う 保 ツ ず ・	等の・・予光存施お・	・協・・定熱方設か・	・力・・・水式に地・	・・・・・・費(系域・	・・・・・・かんるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・方イ施活・	・・・・・・法ス設動・	・・・・・の制へ	・・・・・・見度の~・	・・・・・・直 対の・	・・・・・しへ応為・	・・・・・・こうこう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・なにてい・	· · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · ·			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18 19 19 19 19 20 20 20

○別紙

【別紙1】 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

【別紙2】 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

【別紙3】 施設保守管理等仕様書

【別紙4】 個人情報の保護に関する取扱仕様書

【別紙5】 市と指定管理者のリスク分担表

【別紙6】 静岡市指定管理料スライド制度の手引

【別紙7】 指定管理料スライド額計算シート

【別紙8】 キャッシュレス手数料等報告書

○別表

【別表1】 備品リスト

【別表2】 利用料金の限度額と現在の利用料金

静岡市清水庵原球場管理運営業務仕様書

本仕様書は、静岡市清水庵原球場(以下「清水庵原球場」という。)指定管理者募集要項と一体のものであり、清水庵原球場の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市清水庵原球場条例(以下「条例等」という。)に定めるもののほか、静岡市(以下「市」という。)が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 設置目的・運営方針

(1) 施設の設置目的

市は、野球競技その他のスポーツ振興及び市民の健康の増進に資することを目的とし、清水庵原球場を設置する。

(2) 運営方針

野球競技その他のスポーツの振興及び市民の健康の増進に資することを基本理念とする。

(3) 目標

数値目標は、次のとおりとする。

- ア 施設の利用者満足度を90%以上とする。
- イ 施設の5年後の年間利用者数を139,500人以上とする。

(4) 管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守するとともに、 円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努めること。

また、市スポーツ推進計画の内容を十分に理解し、同計画に沿った管理運営に努めるとともに、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めること。

あわせて、市が清水区庵原地区を中心に実施する「ユニバーサルスポーツの聖地化」事業を市全域で推進するため、指定管理者は、その理念を十分に理解し、パラスポーツの普及をはじめ、多様な市民が共に楽しみ、支え合う共生社会の実現に寄与する事業等を積極的に推進するものとする。

加えて、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して 不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

その他、次のアからコまでの事項を遵守すること。

- ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- イ 清水庵原球場の設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。
- ウ 利用者の意見や要望を管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向

上に努めること。

- エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・ 設備の良好な維持管理に努めること。
- オ常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- カ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- キ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。
- ク 個人情報の保護を徹底すること。
- ケ災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- コ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

ア 清水庵原球場

- (ア) 所在地 静岡市清水区庵原町 3000 番地
- (イ) 規模 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 7,040.33 ㎡

敷地面積 78,983.84 m²

- (ウ) 施設内容
 - a 本球場
 - (a) 球場 1面(外野天然芝グラウンド、内野クレー、中堅 122m、両翼 100m)
 - (b) 1階

室内練習場、選手控室、本部室、審判員室、会議室

(c) 2階

観客席(内野固定席4,000席、車椅子観覧席8席)

b 第2球場

グラウンド 1面 (中堅 120m、両翼 100m)

- c 駐車場
- d その他附帯設備
- e 屋内運動場(仮)
 - ・全面人工芝(約50m×40m:2,000 m²)、多目的トイレ
 - ・障がい者野球・ソフトボールの内野が展開できる寸法 (1辺約 40m(塁間 27m+5m×2)の 正方形)を満たし、かつフットサルコート (障がい者サッカー競技公式寸法の 20m×40m) に安全のための余白が確保可能な大きさ。管理人室等は予定していない。
 - ・既存の本球場北側駐車場に建設予定(時期未定)
- ※ e の項目に係る経費については、別途協議するものとする。
- (エ) 開館時期

- a 平成17年7月(本球場)
- b 平成31年4月(第2球場)
- c 令和9年4月予定(屋内運動場)

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、 その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。(5頁(3)第三者に委託することができる業務を参照すること。)

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

- ア 利用者に対する業務(静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用すること
 - (ア) 施設の使用許可及び利用の制限等に関すること。
 - (イ) 施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。
 - (ウ) 施設利用者登録に関すること。
 - (エ) 利用者及び周辺地域に対して誠意を持って対応すること。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

- (オ) 施設の年間利用計画を策定すること。
- (カ) 利用状況の把握と利用者状況報告書の作成
- (キ) 利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。
- (ク) その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

- (ア) 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。
- (イ)施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。
- (ウ) 日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。
- (エ) 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。

- (オ)事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市 等関係機関に報告し、その指示に従うこと。
- (カ) 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。
- (キ)器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。
- (ク) 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。
- (ケ) 駐車場・駐輪場の適正な管理を行うこと。
- (コ) 管理用品及び消耗品等を購入すること。
- (サ) その他施設等の維持管理に必要な業務(例:管理敷地内における雑草木除去業務等)

ウ 条例等に伴う事業内容の業務

- (ア) 静岡市清水庵原球場条例第19条に掲げる事業内容の業務
 - a スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関すること。
 - b スポーツ振興の啓発に係る教室、イベント等事業の企画・運営に関すること。別紙 1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。
 - c 球場の利用の許可に関すること。
 - d 球場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - e その他市長が必要と認める事業
- エ 清水庵原球場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収業務 条例等に基づき、適正に徴収すること。

清水庵原球場は利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。 また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。

これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

才 利用促進業務

- (ア) ホームページやSNS等を活用し、積極的に広報を行うこと。
- (イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

- (ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。
- (イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

詳しくは、「別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

キ 公用車の運転管理業務

- (ア) 指定管理者は静岡市車両管理規程(平成15年4月1日訓令第31号)に準じて管理するものとする。
- (イ) 運転においては、安全に万全を期すこと。
- (3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務(設備の保守点検、修繕、清掃、警備等)については、第三者に委託することはできる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を 有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対 し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提 出すること。

詳しくは、「別紙2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び「別紙3 施設保守管理等仕様書」を参照すること。

ア 清水庵原球場の業務内容

- (ア)機械警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 消防設備保守点検業務
- (工) 自家用電気工作物保安管理業務
- (才) 非常用発電装置保守点検業務
- (カ) 空調設備保守点検業務
- (キ) 浄化槽維持管理業務
- (ク) 受水槽清掃業務
- (ケ) 建築設備点検業務
- (コ) 芝刈等維持管理業務(周辺植栽を含む。)
- (サ) 夜間照明設備保守点検業務
- (シ) 排水管清掃業務
- (ス) その他必要となる業務

(4) 市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告書(年度報告)の中で報告すること。

- ア 清水庵原球場の利用者に限定しない者を対象とした、市民アンケート調査を毎年度実施し、 施設に対する認知度の実態を調査し、管理運営に活かすこと。
- イ 清水庵原球場の利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度、 利用者の実態を調査し、管理運営に活かすこと。
- ウ 調査項目、対象人数、回数、調査時期については、市と協議の上、決定すること。

(5) 指定管理者による自己評価

毎年度終了後1か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務 について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報 告(年度報告)の中で報告すること。

(6) 定期報告(月次報告)

指定管理者は、協定書で定める日までに次の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

- ア 施設利用状況 (開場日数、稼働率、利用者数等)
- イ 一般職員及び資格の必要な職員の配置状況 (勤務実績)
- ウ 業務実施状況 (業務の名称、実施日、業務概要) 施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務及び修繕の実施状況を含む。
- エ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

(7) 修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初及び必要が生じた都度市と協議する。その際は、年度 当初に各施設の修繕予算額報告書を、毎月の定期報告及び年度報告の際には修繕の実施結果が分 かる資料(様式は任意)を提出すること。

(8) 事業報告(年度報告)

毎年度終了後、1か月以内に以下の内容を添付した事業報告書(様式第22号)を提出すること。

- ア 管理業務の実施状況(事業計画との比較、修繕の実施状況)
- イ 清水庵原球場の各施設利用状況(利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理 由等)
- ウ 指定管理業務収支状況報告書(様式第23号)
- 工 財務諸表
- オ 利用者からの意見・要望及び苦情の内容と対応状況
- カ 利用満足度調査及び市民アンケート等の実施状況、考察(目標との比較)
- キ 自己評価の結果

(9) 次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で次年度の事業計画 書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

(10) 障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号) 第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき対応すること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」 に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュ アル及び危機管理マニュアル (火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定)を作成すること。

(13) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の 法人格の変更に関わる事項など指定管理の継続に影響がある事項については、随時、報告を行 うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、市は是 正勧告を行い、指定管理者は早急に改善を行う。改善がみられない場合、市は指定管理者に対 する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがあ る。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開館時間等

開館時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。

ア 清水庵原球場

(ア) 開館時間

- a 本球場 午前9時から午後9時までの時間
- b 第2球場
- (a) 4月、5月及び8月は、午前9時から午後6時までの時間
- (b) 6月及び7月は、午前9時から午後7時までの時間
- (c) 9月、10月、翌年2月及び3月は、午前9時から午後5時までの時間
- (d) 11月、12月及び翌年1月は、午前9時から午後4時までの時間

(イ) 休館日

12月28日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、条例等に基づき、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議のうえ定める(優先利用に関する基準も同様)。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規程 により、当該施設において公表する。

以下のいずれかに該当するときは、清水庵原球場の利用を許可しないことができる。

ア 利用の不許可

- (ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (イ) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (ウ)(ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、条例及び規則に定められた事項に該当するなど、 その利用を不適当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

- (ア) 市が公用のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。
- (イ)静岡市スポーツ協会加盟の協会または連盟が主催して行う年1回の市民大会(市民大会と 銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。)においては、利用 料金を免除することを認めるものとする。
- (ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認める ものとする。
- (エ)特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、 利用料金を免除することを認めるものとする。
- (オ)障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所 又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を 受けた者をいう。)が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (カ)特定医療費(指定難病)の支給認定を受けた者(難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費(指定難病)受給者証又は登録者証の交付を受けた者をいう。)が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。
- (キ) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者(児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病 医療費受給者証の交付を受けた者をいう。)が利用する場合は、利用料金を減免することを 認めるものとする。
- (ク) 本社機能を静岡市に置き、新設されたホームタウンチームが野球場等を利用する場合は、 利用料金を減免することを認めるものとする。なお、減免の適用はホームタウンチームとなった日から5年後の年度末までとする。

(3) 遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、各施設の設置条例及び同施行規則などのほか、 労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

- ア 地方自治法
- イ 静岡市清水庵原球場条例
- ウ 静岡市清水庵原球場条例施行規則
- 工 労働関係法令
- オ その他関係法令

(4) 文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。 また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に 関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

- (ア) 事業日誌
- (イ) 施設運営に必要な諸規程
- (ウ) 年間事業計画及び事業実施状況表
- (エ) 職員に関する書類
- (オ) 設備及び備品に関する書類
- (カ) その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

- (ア) 各種施設管理に係る申請書
- (イ) その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

- (ア) 収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類
- (イ) 金銭の出納に関する帳簿及び書類
- (ウ) 物品等の受払に関する帳簿及び書類
- (エ) 資金に関する帳簿及び書類
- (オ) その他必要と思われる書類等
- エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、「別紙4 個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6)情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、 公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあ るものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、「別紙5 市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

災害時及び緊急時における対応については、事業計画書に記載された内容及び各施設の危機 管理マニュアル等により実施するものとする。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に位置付けられている。

地域防災計画において、清水庵原球場第2球場は自衛隊災害派遣集結候補地として位置付け られているため、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引-指定管理者制度導入施設避難場所等災害 対応マニュアル ひな型-」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備 すること。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力 を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両者で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

(10) 備品

ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品(施設備品)については市が用意する。市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、

備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則(平成15年規則第51号)等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予 算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。 この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転 することを妨げない。

イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品(事務用備品)については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを 貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による 管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

(11) 感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制(組織)

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

- ア 甲種防火管理者の資格を有している者を1人以上配置すること。
- イ 開場時間中は、普通救命講習修了者が常駐すること。
- ウ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

- ア 清水庵原球場には、常時2人以上配置し、円滑な管理運営を行うとともに、プロ野球公式戦時の利用に関しては3人以上配置し、不測の事態に対処できる体制をとること。
- イ 施設を代表する責任者を、施設職員の中から1人選任すること。
- ウ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、施設の管理運営に支障がないよう配慮 するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとすること。
- エ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、 各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者·発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常 事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。 ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議の上、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は管理権原者(静岡市長)から次に掲げる権限が付与される。

- (ア)消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (イ) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (ウ)避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限
- (エ)消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- (オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限
- (カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限
- (キ) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
- (ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア)消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ)消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ)消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること。

エ AED研修会

AED(自動体外式除細動器)の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計 画に明示すること。

イ 利用者数の実績

(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	122, 516	142, 119	154, 126

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が静岡市体育館等の管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料 と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上 限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金の見込額 (25,868 千円) や事業費収入 (教室受講料等) の見込額 (337 千円) は控除した金額となっている。

指定管理料上限額 41,105 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費については、各水準を 測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みであ る「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙 6 「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙 7 「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

<経費別積算額> (千円)

	経費	積算額(消費税及び地方消 費税を含む。)
(チムル) 進の亦動	① 常勤職員の人件費	16, 570
賃金水準の変動 に伴うスライド	② 臨時職員の人件費	8,001
に行うベライド	③ 人件費に連動する管理費	2, 457
	④ 事業費	229
	⑤ 施設費(光熱水費及び燃料費、	01.005
物価水準の変動	キャッシュレス決済手数料を 除く)	31, 225
に伴うスライド	⑥ 事業費·施設費(光熱水費及	
	び燃料費、キャッシュレス決	318
	済手数料を除く)に連動する	318
	管理費	

(3) 積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本 とし、「6 (2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変 更や精算は行わない。

ただし、指定管理料には、清水庵原球場内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

- ア 人件費 (法定福利費含む)
- イ 管理費(福利厚生費、退職給付引当金繰入額等)
- ウ 事業費(謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費等)
- 工 施設費(消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費、燃料費等)
- 力 管理雜費
- キ 消費税相当額

(4) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

- ア 市からの指定管理料
- イ 利用料金
- ウ 事業費収入 (教室受講料等)

(5) 直近3年間の収支決算額

《参考:指定管理業務に係る直近3年間の収支決算額》

ア 指定管理業務に係る支出

(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	24, 033	23, 671	24, 309
管理費	6, 026	6, 752	7, 113
事業費	495	1,077	1,030
施設費	29, 570	32, 879	35, 039
管理雑費	0	0	0
消費税相当額	2,009	2, 423	3, 753
合計	62, 133	66, 802	71, 244

イ 指定管理業務に係る収入

(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	46, 281	49, 149	50, 730
事業費収入	0	70	75
利用料金収入	5, 647	11,070	26, 196
合計	51, 928	60, 289	77,001

なお、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金については、別表 2「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおり。

(6) 利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、利用料金が事前収納された予約の利用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いは次回更新時も同様とする。

(7) 支払方法

指定管理料は概算払いとし、年4回の分割払いとする。

支払期限について、協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(8) 光熱水費等(電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費)の精算

ア 光熱水費及び燃料費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費及び燃料費の積算額 10,837千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

- (ア) 当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合 市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。
- (イ)当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合 指 定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(9) キャッシュレス決済手数料の精算

ア キャッシュレス決済手数料の取扱い

キャッシュレス決済手数料は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示したキャッシュレス決済手数料の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額とする。

キャッシュレス決済手数料の積算額 297千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

イ キャッシュレス決済手数料の精算方法

(ア) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額を 上回る場合

市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

(イ) 当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額に 満たない場合

指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う契約変更

施設の改修工事や設備の更新等が行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者 で協議の上、契約を変更することができる。

また、変更契約により、指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政 法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用していくこと。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して 指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要と なる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について 協議を行うこと。

(12) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座 を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は次の指定管理者の候補者が円滑かつ支障なく、 運営管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程、方法及び項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、静岡市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書等については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が、静岡市清水庵原球場条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

なお、市の施策その他の事情により利用料金の上限額を見直す必要が生じた場合には、市は当 該上限額を改定する。

(4)目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費及び維持管理費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他、指定管理者が目的外使用許可を得る必要がある場合は、別途市に申し出ること。 ができる。施設の目的外使用をする場合は、毎年度、市に対して目的外使用許可申請をしなけれ ばならず、使用料の支払いが必要となる。

(5) 市主催事業等への協力等

ア 市が主催する事業等は、優先的に実施できるよう市と協議すること(貸館、広報物の掲示等 含む。)。

- イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。
- ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに 原状に回復しなければならない。

(8) 大規模修繕等の予定

- ア 屋内運動場建設(令和8年度中)
- イ 天然芝張替改修(令和8年度中)
- ウ 大型映像装置設置改修 [スコアボード更新改修] (令和8年度中) 改修の実施については、静岡市議会での議決により決定する。

(9) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力会社・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

- ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業 省の登録を受けていること。
- イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されている こと。
- ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(10) 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) への対応について

利用料金等(指定事業・自主事業による収入を含む)を徴収した相手方から適格請求書(インボイス)の交付を求められた場合、指定管理者はインボイスを交付する。

なお、交付したインボイスの写しは7年間保存しておくこと。

(11) 静岡市スポーツ施設に係る直営施設への対応について

土日祝日の開館時間中に、静岡市スポーツ・生涯学習施設予約システムを利用した静岡市スポーツ施設に係る直営施設の予約情報の編集、利用方法等の案内について、市と協議の上対応すること。

(12) 「(仮称)しずおか地域クラブ活動」への協力について

指定管理者は、令和9年9月から実施予定の「(仮称)しずおか地域クラブ活動」が地域におけるスポーツ振興に資するものであることを踏まえ、公共施設としての社会的役割を担い、今後 策定される「(仮称)しずおか地域クラブ活動推進方針」に沿って協力するものとする。

(13) 指定の取消等

- ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。
- イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務 の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が 困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断 した場合は、市はその指定を取り消すことができる。
- エ 前記のほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、「別紙 5 市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

(14) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理 運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(15) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

清水庵原球場の設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、以下1、2による事業の区別をし、記録(帳簿等)簿の作成をすることとする。

1 市の施策により実施する教室等(以下「指定事業」という。)

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。

※開催回数は、最低限実施する回数となっている。

項目	対象者	開催回数
子どものスポーツ活動の推進	(第2期静岡市スポーツ推進計 基本施策①)	
1 子どもの運動機能向上教室	小学生以下	_
2 子どもの水泳能力向上教室	小学生以下	_
3 親子の運動教室	未就学児と親	_
4 子どものスポーツ体験教室	小学生以下	6
障がいのある人のスポーツ活動の推進	(第2期静岡市スポーツ推進 基本施策④)	計画 基本方針 1 施策の柱 1
1 ユニバーサルスポーツ教室	障がいのある人・健常者	_
2 ユニバーサルスポーツイベント	誰でも	_
多様な世代で楽しむスポーツ活動の推進	(第2期静岡市スポーツ推進 基本施策⑤)	計画 基本方針 1 施策の柱 1
1 市民の健康維持教室	18 歳以上	_

2 市の施策に準じて実施する教室等(以下「自主事業」という。)

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、清水庵原球場の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に当たっては、教室等の目的や対象、内容等に沿った受講料金を設定することができるものとする。

また、10 回分の自主事業は、施設利用料を免除することができる。ただし、施設の設置目的に合致する内容や市スポーツ推進計画等に沿った内容に限る。なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画に当たっては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中に新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

3 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。

別紙2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

敷地内の全ての施設設備の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境 負荷を低減させること。

1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

(1) 警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を 確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

(2)清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために 必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

ウ特別清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、 施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

(3)消防設備保守点検業務

施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、 異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久 性を確保するため、消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。機器点検は6ヶ 月に1回、総合点検は年1回実施すること。

(4) 自家用電気工作物保安管理業務

ア 指定管理者を「経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」1.(2)に規定の「みなし設置者」とする。なお、みなし設置者に関する必要な事項は次のとおりとする。

(ア) みなし設置者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家 用工作物について、電気事業法第39条第1項(自家用電気工作物を設置する者は、 事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持管理しな ければならない。)の義務を果たす責任を有する。

- (イ) 自家用工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (ウ) 自家用工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する 者がその保安のためにする指示に従うこと。
- (エ) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- (オ)事故・故障の発生や発生する恐れがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。
- (カ) 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策 について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- (キ)技術基準維持のための措置は、指定管理者が判断し、速やかに実施するものとする。
- (ク) みなし設置者ができる手続きは次のとおりとする。
 - a 保安規程の届出
 - b 電気主任技術者の選任
- イ 電気事業法に基づき、電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行うこと。

(5) 自動開閉装置保守業務

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を 行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、 適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行 うこと。

(6) 昇降機保守点検業務

建築基準法等に基づき、定期的に機械装置の細部を調査し、昇降機が常に安全で 良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講じ、予防 保全的措置を講ずること。また、機器の故障等については、すみやかに復旧できる 体制を整えること。保守点検は1か月に1回、定期検査は年1回し、定期検査の点 検結果を静岡市に提出すること。(部数2部)

なお、保守点検の記録は3年以上保存すること。

(7) 空調設備保守点検業務

最良の稼動状況を確保するため、保守点検、フィルター点検清掃を行い、故障の 防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をと ること。また、保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備 の調整を行うこと。

(8) 浄化槽維持管理業務

浄化槽法等の関係法令に基づき、機能維持のための保守点検を定期的に行うこと。 また、水質悪化予防のため年1回以上清掃を行い、指定検査機関の法定検査を受けること。

(9) 貯水槽清掃業務

水道法等の関係法令に基づき、貯水槽の清掃、消毒及び関連機器の点検、検査を 年1回以上行うこと。

(10) 建築設備等点検業務

建築基準法に基づく以下の定期点検を実施し、点検結果を静岡市に提出すること。(部数2部)。

ア 建築設備定期点検

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、建築物の建築設備(昇降機を除く。)の 定期点検を年 1 回実施すること。

イ 特殊建築物等定期点検

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特殊建築物等の定期点検を3年に1度実施することとし、指定期間内における実施時期は令和9年度及び令和12年度とする。

ウ 防火設備点検

建築基準法第12条の規定に基づき、建築物の防火設備(常時閉鎖式の防火設備及び 防火ダンパーを除く。)の定期点検を年1回実施すること。

(11) フロン排出抑制法に基づく点検

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定に該当する設備については法令に基づき、定期的に点検を実施すること。点検の結果、フロン類の漏えいや故障が確認された場合は、すみやかに適正な措置を講ずること。また、点検や修繕実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存すること。フロン充填・回収作業をした場合は、充填量及び回収量が確認できる書類(証明書等)を静岡市に提出すること。

ア対象機器

第一種特定製品

イ 簡易点検

全ての第一種特定製品を対象とし、機器の外観確認等により点検を実施すること。

点検は3か月に1回以上実施すること。

ウ 定期点検

一定規格以上の機器については、冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者 等の有資格者により直接法や間接法による方法で、機器ごとに定める期間に1回以上 の点検を実施すること。

2 屋外の構築物等の保守管理

(1) 植栽管理業務

- ア 樹木、植え込み等の管理にあっては、利用者の安全を確保することはもとより、 病害虫防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、もっとも適切な時期や方法を選び管 理する。なお、樹木の伐採等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。
- イ 幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のため に枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。
- ウ 草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう、適切に行う。
- エ 花壇等の管理は、草花が発育良好で病害虫に犯されていないものとし、施設の 修景上適切な管理を行う。

(2) 芝生維持管理業務

- ア 利用者が、快適にプレー出来るよう、良好な景観を維持し芝等の育成にも留意 した管理を実施すること。
- イ 芝生の刈り込みは、適時実施するものとし、必要に応じて、エアレーション、 目土かけ、ブラッシング、補植、養生、かん水を行うこと。
- ウ 業務を行う際は、樹木、施設等を傷つけないように注意して、刈り残しやムラ が生じないよう均一に刈り込み、あわせて雑草も除去し刈り草は放置せず速やか に回収をすること。

(3) 駐車場管理業務

駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等により混雑が 予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることが ないよう十分配慮し、必要に応じて車両の誘導を行う。

- (4) 危険防止のため、スズメバチなど蜂の巣撤去を適切に実施すること。
- (5) 周辺住民と良好な関係を保てるよう、施設内の竹林、雑木林等の伐採を適宜行うこと。

3 備品等の管理

(1) 設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を 行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

(2) 備品

市の備品については、静岡市物品管理規則(平成 15 年静岡市規則第 51 号)及び 関係例規に基づき適切に管理すること。

(3) AED (自動体外式除細動器) について

AEDの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに市及びAED設置業者に連絡すること。

AEDの消耗品は市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに市に連絡すること。

4 その他施設の管理に関する留意事項

健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策に基づき、施設外敷地内に喫煙場所を設定 しているが、本市は敷地内禁煙を推進していることから、今後、敷地内禁煙に向けて 協議をしていく。

5 環境に対する取り組み

市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、 環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。

別紙3 施設保守管理等仕様書 委託業務概要(清水庵原球場)

① 『清水庵原球場機械警備業務』

1 警備対象物件

静岡市清水区庵原町 3000 番地 清水庵原球場

(1) 防犯

メインスタンド及び内野スタンド1階部分で外部に面する諸室(玄関ホール、事務室、小会議室、大会議室、作業員室、電気室1・2、選手控室1塁側・3塁側、発電機室、男子トイレ、女子トイレ、受水槽ポンプ室、審判員控室、室内練習場1塁側・3塁側)

(2) 防火

火災報知機の設置されている建物全体

2 警備方法

- (1)機械警備(NTT専用回線使用)
- (2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具等は、すべて受託者の負担とする。

3 業務内容

(1) 防犯

警備業務用機械装置を使用して、侵入・盗難等の事故発生を警戒・監視する。

(2) 火災の機械警報警備業務

設置してある火災報知機より受信し、緊急連絡先及び消防署等に連絡する。

4 警備時間

毎日、午後9時から翌日午前8時30分までとする。ただし、12月28日は、午後5時から翌日午前8時30分までとし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

② 『清水庵原球場清掃業務』

- 1 作業内容・作業日程(内訳別紙のとおり)
- (1) 日常清掃 別表1のとおり
- (2) 定期清掃

年4回

(3) 特別清掃

ア スタンド座席清掃 年2回

イ ワックス剥離清掃 年1回

※作業日程は球場利用状況により変更が生じるため、委託者と相談し、市スポーツ振興課の 指示により実施すること。

2 作業方法

(1) 日常清掃

ア ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ トイレットペーパー、石鹸、汚物処理袋等の委託者が供給するものは、常時補給、取替 を行うこと。

- ウ 清掃して出たゴミや収集したゴミは集積場に置き、受託者が処理すること。
- エ 清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に確認し、不用であることが判明したときは、市スポーツ振興課の指示により処理すること。
- (2) 定期清掃

清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かない所、汚れのひどい所は念入りに行うこと。

(3) 特別清掃

スタンド観客席の清掃を実施すること。(2回)

1階ワックス部分の剥離清掃を実施すること。(1回)

3 作業時間

作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時までの間に清掃すること。

4 報告事項

- (1) 作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 作業の主任は清掃作業前・作業後、委託者に報告すること。
- 5 清掃作業上の留意点

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

静岡市清水庵原球場清掃業務

	* 19 19 20	// / 1.4555		日常清掃		定期清:	掃
	清掃場所	仕上材質	面積(m²)	作業内容	回数(週)	作業内容	回数(年度)
	玄関ポーチ	磁気タイル	21.00	掃き	2	洗浄	4
	玄関ホール	磁気タイル	53. 30	掃き	2	洗浄	4
	小会議室	Pタイル	30. 55	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	会議室・役員控室	タイルカーペット	68. 95	吸塵	1	シャンプ。ークリーニンク゛	4
	作業員控室	Pタイル	24. 79	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	男子トイレ	ビニール系シート	20.65	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄・ワックス	4
	女子トイレ	ビニール系シート	19. 95	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄・ワックス	4
	多目的トイレ	ビニール系シート	6. 87	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄・ワックス	4
	廊下(1)	Pタイル	98.00	掃き	2	洗浄・ワックス	4
	本部席(公式記録室)	Pタイル	42.50	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	役員室	Pタイル	26. 35	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	放送室	タイルカーペット	19. 55	吸塵	1	シャンプ。ークリーニンク゛	4
	審判員室	Pタイル	27. 20	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	報道記者室	Pタイル	27. 20	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	車椅子席	Pタイル	26. 35	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	審判員控室	Pタイル	42. 81	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	洗面・シャワー室	ビニール系シート	8. 56	掃き・水拭き	1	洗浄・ワックス	4
1	医務室	Pタイル	9. 50	掃き	1	洗浄・ワックス	4
	グラウンド整備員室1塁側	塗り床	7. 99	掃き	1	洗浄	4
n I-I-	グラウンド整備員室3塁側	塗り床	7. 99	掃き	1	洗浄	4
階	カメラマン席1塁側	塗り床	22. 10	掃き	1	洗浄	4
	カメラマン席3塁側	塗り床	22. 10	掃き	1	洗浄	4
	ダックアウト1塁側	塗り床	47. 50	掃き	2	洗浄	4
	ダックアウト3塁側	塗り床	47. 50	掃き	2	洗浄	4
	選手控室1塁側	塗り床	44. 80	掃き	2	洗浄	4
	選手控室3塁側	塗り床	44. 80	掃き	2	洗浄	4
	洗面1塁側	塗り床	10.50	掃き・水拭き	2	洗浄	4
	洗面3塁側	塗り床	10.50	掃き・水拭き	2	洗浄	4
	シャワー室1塁側	モザイクタイル	11. 20	掃き・水拭き	2	洗浄	4
	シャワー室3塁側	モザイクタイル	11. 20	掃き・水拭き	2	洗浄	4
	トイレ1塁側	塗り床	22. 50	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄	4
	トイレ3塁側	塗り床	22. 50	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄	4
	廊下(2)1塁側	塗り床	60.00	- 掃き	2	洗浄	4
	廊下(2)3塁側	塗り床	60.00	掃き	2	洗浄	4
	室内練習場1塁側	グラウンド用土	377. 60	粗ゴミ拾い	1		_
	室内練習場3塁側	グラウンド用土	377.60	粗ゴミ拾い	1		-
	ピロティー	磁気タイル	288.00	_	=	洗浄	4

	New 4-10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	41. I ++ 66	式(本/ 2)	日常清掃		定期清掃	
	清掃場所	仕上材質	面積(㎡)	作業内容	回数(週)	作業内容	回数(年度)
	売店コーナー	塗り床	27. 90	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナー1 1塁側	塗り床	23. 40	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナー2 1塁側	塗り床	19. 26	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナー3 1塁側	塗り床	23. 40	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナー1 3塁側	塗り床	19. 26	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナー2 3塁側	塗り床	23. 40	掃き	1	洗浄	4
	喫煙コーナーネット裏	塗り床	23.40	掃き	1	洗浄	4
	多目的トイレ1	モザイクタイル	27. 90	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
2	多目的トイレ2	モザイクタイル	27. 90	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	男子トイレネット裏	モザイクタイル	27. 90	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
階	女子トイレ1 ネット裏	モザイクタイル	23. 40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	女子トイレ2 ネット裏	モザイクタイル	27. 90	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	男子トイレ1塁側	モザイクタイル	23.40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	男子トイレ1 3塁側	モザイクタイル	23.40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	男子トイレ2 3塁側	モザイクタイル	23. 40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	女子トイレ1塁側	モザイクタイル	23.40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	女子トイレ3塁側	モザイクタイル	23.40	掃き・水拭き(便器等含む)	1	洗浄	4
	廊下 (通路)	モルタル	746.85	掃き	1	洗浄	4
	階段	モルタル	192. 96	掃き	1	洗浄	4
	屋外トイレ(多目的広場)	塗り床	81.90	掃き・水拭き(便器等含む)	2	洗浄	4
	外周	-	3, 700. 00	粗ゴミ拾い	1	_	_
	窓ガラス	_	220.86		_	洗浄	4

	清掃場所	仕上材質	面積(㎡)等	特別清掃	
	(月 1年·勿 /7)	11. 上77 貝	Ⅲ傾(Ⅲ/守	作業内容	回数(年度)
	スタンド座席	_	4,026席	水拭き	2
	小会議室	Pタイル	30. 55	ワックス剥離清掃	1
	作業員控室	Pタイル	24. 79	ワックス剥離清掃	1
	男子トイレ	ビニール系シート	20.65	ワックス剥離清掃	1
	女子トイレ	ビニール系シート	19. 95	ワックス剥離清掃	1
	多目的トイレ	ビニール系シート	6. 87	ワックス剥離清掃	1
1	廊下(1)	Pタイル	98.00	ワックス剥離清掃	1
	本部席(公式記録室)	Pタイル	42.50	ワックス剥離清掃	1
	役員室	Pタイル	26. 35	ワックス剥離清掃	1
階	審判員室	Pタイル	27. 20	ワックス剥離清掃	1
	報道記者室	Pタイル	27. 20	ワックス剥離清掃	1
	車椅子席	Pタイル	26. 35	ワックス剥離清掃	1
	審判員控室	Pタイル	42.81	ワックス剥離清掃	1
	洗面・シャワー室	ビニール系シート	8. 56	ワックス剥離清掃	1
	医務室	Pタイル	9. 50	ワックス剥離清掃	1

③ 『清水庵原球場消防設備保守点検業務』

1 点検内容

- (1)機器点検 年1回
- (2)機器点検及び総合点検 年1回
 - ア 消火器
 - イ 屋内消火栓設備
 - ウ 自動火災報知設備
 - 工 非常放送設備
 - オ 誘導灯及び誘導標識設備

2 特記事項

- (1) 清水庵原球場内に設置されている消防設備が正常に作動するよう点検整備を行うこと。
- (2) 点検は野球場と事前に協議し、業務に支障をきたさないように実施すること。
- (3) 点検委託の保証期間は、機器点検後6か月、総合点検後6か月とする。保証期間内に故障 等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- (4)機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

ア 消火器

消火器	(粉末)	41 本
-----	------	------

イ 屋内消火栓設備

加圧送水装置・ポンプ・モーター	1組
屋内消火栓	9台
操作盤	1台
呼水装置	1台
常用装置	1式
放水試験	1式
配線点検	1式

ウ 自動火災報知装置

受信機 P型1級 20回線	1台
差動式分布型感知器(2種)	10 個
差動式スポット型感知器(2種)	59 個
定温式スポット型感知器 防水型(特殊)	8個
定温式スポット型感知器 防水型 (1種)	4個
光電式煙感知器(2種)	6個
発信機 P型1級	9個
表示灯	9個

消火栓起動連動装置	1式
常用電源 (交流電源)	1式
予備電源 (蓄電池)	1式
配線点検	1式

工 非常放送設備

增幅器出力(W720)	1台
スピーカー回線 10回線	1式
自動火災報知装置の連動	1式
スピーカー	94 個
音響調整器	23 個
常用電源	1式
非常用電源	1式
配線点検	1式

オ 誘導灯及び誘導灯標識設備

誘導灯	30 個
配線点検	1式

④ 『清水庵原球場自家用電気工作物保安管理業務』

1 保安管理業務施設

静岡市清水区庵原町3000番地

静岡市清水庵原球場内 設備容量 625kVA 受電電圧 6,600V

2 検査員の資格

保安管理業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をもってあてる ものとする。

3 保安管理業務の内容

電気工作物の点検・測定及び試験は、別表「点検・測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、受託者は、必要な指導又は助言を行うものとする。

- (1) 毎月点検は、施設の点検・測定及び試験を毎月1回行うものとする。
- (2)総合点検は、施設の点検・測定及び試験を年1回行うものとする。
- (3) その他必要に応じて施設の点検・測定及び試験を行うものとする。

4 点検結果の報告

電気工作物の点検を実施したときは、その結果を点検記録表に記載し確認を得ること。

5 記録の保存

電気工作物の工事・維持及び運用に関する以下の記録等を双方で定めた期間保存するものとする。

- (1) 巡視・点検・測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 市は主要電気機器の重要な補修記録
- (4) その他必要な書類

6 その他

本仕様書は基本的な事項を定めたものであり、上記のほか特別に協定すべき補足事項が生じたときは、その都度、双方協議の上、取り決めるものとする。

【保安管理業務の細目及び基準】

- 1 保安管理業務の内容
- (1)受託者(以下「乙」という。)が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。 ア 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。
 - (ア) 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行いま

す。

- (イ)電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者(以下「甲」という。) の通知を受け必要な指導、助言を行います。
- (ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の 点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、 技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。ただ し、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、 経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。
- (エ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。
- (オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。
- (カ) 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したと きは、必要に応じ臨時点検を行います。
- (キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者 等を立ち会わせます。
- (ク)変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。
- (ケ)小出力発電設備(太陽電池)を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。
- イ 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。
 - (ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。
 - (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行い ます。
 - (ウ) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。
- (2)次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。
 - ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

- (ア) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等 の検査を要する建築設備
- (イ) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 17 条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (エ)機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
- イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)
 - (ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有每ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - (イ)情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - (ウ)衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - (エ)機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
 - (カ)器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及 び機器等
- ウ 事業場外で使用されている可搬型機器(移動して使用する機器)である自家用電気工作 物
- エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (3) 上記(2) において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの 問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うも のとします。

2 相互の連絡

- (1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。
 - ア 遅滞なく連絡する事項
 - (ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。
 - (イ) 安全上の事由又は物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合。
 - (ウ) 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合。
 - (エ) 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
 - (オ) 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

イ その他連絡する事項

- (ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した

場合。

- (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- (エ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置 (電話通報方式) が警報を発した場合。
- (オ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- (カ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- (キ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
- (ク) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- (ケ) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- (コ) 電気事業者との需給契約を変更する場合。
- (サ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
 - ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置(自動通報方式)の警報を受信した場合。
 - ウ その他必要な事項。

3 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。 この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は 乙に分解・整備等の結果の記録を掲示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

4 発電所担当者等

- (1) 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出又は変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく 乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電機担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第 249 号第 4 条第 7 号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び 乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することが できます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器(以下「絶縁監視装置等機器」といいます。) は甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- (4)絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。

(6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1)電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時(警報動作電流 50mA)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要 設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議の上、絶縁監視装置を撤去するものとしま す。

8 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」といいます。)がある場合は、甲乙協議の上、速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の 遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

	電気工作物	点検、測定及び試験項目	日次占捡	年次	点検	臨時点検
	电双工作物		月次总使	(無停電)	(停電)	一
引	引込線	外観点検	0	0	0	
引込設	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	必要の都度
備	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		0		
	遮断器	外観点検	0	0	0	
	高圧負荷開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		- - 必要の都度
		絶縁油酸価度試験			○※2	一を安の部及
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		0		
		温度チェック	0	0	\circ	
	母線、計器用変成器	外観点検	0	\circ	0	
	断路器、電力用ヒューズ	絶縁抵抗測定			○※1	┃ - 必要の都度
電受	避雷器、電力用コンデンサ、	放電雑音チェック		0		必安り部及
	リアクトル、その他機器	温度チェック	0	0	0	
		外観点検	0	0	0	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
	変圧器	絶縁油酸価度試験			○※3	┃ - 必要の都度
	文/二部	絶縁油破壊電圧試験			○※3	2. 文 少和汉
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		0		
		温度チェック	0	0	0	
		外観点検	0	\circ	\circ	
		電圧・電流測定	0	0	0	
		絶縁抵抗測定			○※1	
	受・配電盤	継電器の動作試験			○※1	必要の都度
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		0		
		温度チェック	0	0	0	
	接地工事	外観点検	0	0	0	必要の都度
	(接地線・保護管)	接地抵抗測定		○※4	$\bigcirc \% 4$	少安の創度

変次二(備設電

	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等	外観点検	0	0	0	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	\circ	\circ	\circ	
		比重測定	1回/年	0	0	と用の料件
		液温測定	1回/年	0	0	必要の都度
		電圧測定	1回/年	0	0	

				年沙	マ点検		
	電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	(無停電)	(停電)	臨時点検	
	電動機, 電熱器	外観点検	0	0	0		
	電気溶接機 その他の電気機器類	電圧・電流測定	○※8	○ ※ 8	○※8		
	照明装置	絶縁抵抗測定			○※1,6		
	配線及び配線器具 接地装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	必要の都度	
備	歩地表直 配電線路の電線等	温度チェック	0	0	0		
	及び支持物	漏洩電流測定	○※5	○※5			
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※7		
非	ガスタービン及び	外観点検	0	\circ	0		
常	附属装置 内燃機関及び附属装置	起動試験	0	\circ	0	必要の都度	
用							
予	発電機及び励磁装置	外観点検	0	0	0		
備発	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	必要の都度	
電		接地抵抗測定		○※4	○※4		
	遮断器・開閉器	巫 番 🗄	受電設備と同じ				
置	その他の電気機器類	又电,	と同じ				
	ガスタービン及び	外観点検	0		0		
	附属装置	起動試験	0		0	必要の都度	
	内燃機関及び附属装置		_				
発	発電装置及び	外観点検	0		0		
電	附属装置	絶縁抵抗測定			○※1		
		接地抵抗測定			○※4	必要の都度	
所	燃料電池及び附属装置	単独運転検出			0		
	接地装置	発電状況確認		0	0		
	遮断機・開閉器	巫 暈 ≒	受備と同	10		受電設備	
	その他の電気機器	文 电 前	メ 加 こ 円			と同じ	

注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。 「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3)機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態
- 2 ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。 ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
- 3 ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に 不適合がある場合に行うものとします。
- 4 年次点検 (無停電) は無停電で行う点検で、年次点検 (停電) は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検 (無停電) を実施する場合は3年に1回は年次点検 (停電) を行うものとします。ただし、発電所においては年次点検 (無停電) を行わないものとします。

年次点検 (無停電) は、信頼性が高い設備で、年次点検 II と同等と認められる次の各項目が 1 年に 1 回以上行われている場合に実施いたします。

- (1)低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- (2)接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常である。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- 5 ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- 6 ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年 を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検(無停電)の 点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記 の経過年数毎に行うものとします。

なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

7 ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年 を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検(無停電)の 点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記 の経過年数毎に行うものとします。 なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

- 8 ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- 9 ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- 10 ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。 この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検,年次点検実施時、 誤差試験を年1回行うものとします。

工事期間中に関する点検の基準

	電 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	0
	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	0
受電設備	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	0
(二次変電設	変圧器	外観点検	0
備)	受・配電盤	外観点検	0
∞ 亦承礼供	接地工事(接地線・保護管等)	外観点検	0
受変電設備	構造物・配電設備 受電室建物 キュービクル式受・配電設備 の金属製外箱等	外観点検	0
	蓄電池設備	外観点検	0

	電気工作物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	
負荷設備	電動機,電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具			
受変電設備 (低圧)	接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	0	
	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	0	
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	0	
电水色	遮断器・開閉器、 その他の電気機器類	外観点検	0	
交重市	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	0	
発電所	遮断機・開閉器その他の電気機器類	外観点検	0	

注 1 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否
- (3)機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (4) 接地線等の保安装置の取付け状態

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎: 実施 ○: 条件付実施

<u> </u>					
		定期点検			
設備	点検項目等	月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)	
太陽電池アレイ	外観点検	0	0	0	
	接地測定		◎※1	◎※1	
中継端子箱(接続	外観点検	0	0	0	
箱)	接地抵抗測定	_	◎※1	◎※1	
	絶縁抵抗測定(アレイ側)	_	_	◎※2	
パワーコンディシ	外観点検	0	0	0	
ョナ	接地抵抗測定		⊚※1	◎※1	
	絶縁抵抗測定(交流出力側)	_	_	⊚ ※ 3	
	入出力電圧確認	_	0	0	
	単独運転防止機能動作確認	_	_	◎※4	
	投入阻止時限タイマー動作試験		_	○※4	
	表示機能確認	0	0	0	
	自立運転動作確認	_	_	○※5	
保護装置(受電設	保護継電器試験	_	_	0	
備)					
引込開閉器	外観点検	0	0	0	

- 注 1 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。 「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
 - (1) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (2) 電線と他物との離隔距離の適否
 - (3)機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - (4) 太陽電池アレイの赤外線熱画像カメラによる異常確認
 - 2 ※1を付した点検、測定及び試験は、測定値が規定値の70%以内で、接地設備に外観上の異常がない場合停電点検周期での測定とします。
 - 3 ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。
 - 4 ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。
 - 5 ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検(停電)点検周期、又は商用(系統)側

を停電する時に行うものとします。

- 6 ※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて行うものとします。
- 7 発電所においては年次点検(無停電)を行わないものとします。

⑤ 『清水庵原球場非常用発電装置保守点検業務』

1 機種

ヤンマー防災用自家発電装置 4 BG 1 TPD - 08

2 台数

1台

3 業務内容

外観点検及び作動機能、機能点検 年2回 総合点検 年1回

/ 下两儿	外観点使及び特別機能、機能点使 年2回 総合点使 年1回			
点検	検査項目	点検要領	判定基準	
	自家発電機	 浸水、漏水の恐れがないか 防火区画の破損の有無 室内の管理、整頓(工具を含む。)及び 清掃状態 開閉器具の破損の有無 	目視で判断	
	換気の状況	換気口がふさがれていないかを確認	目視で判断	
	排気筒	1 破損、亀裂、支持器具の確認 2 周囲に可燃物がないか確認	目視で判断	
	発電機及びエンジン	 端子部の締めつけ状況の確認 計器の破損の有無 油漏れ、水漏れ、清掃状態、廃油処理 潤滑油の油量確認 	目視で判断	
外観点検	燃料及び冷却 水系統	 燃料油要量の確認 冷却水要量の確認 各バルブは運転可能状態にあるか 	レベルゲージで確認 2時間以上目視で 判断	
	バッテリー及 び充電器装置	 バッテリーの電解液量(適合するものに限る。) 計器の破損の有無 	目視で判断 充電電圧 26.2V以上	
	発電基盤及び 自動始動盤	1 計器類破損の有無2 ランプ、スイッチの破損の有無	自動、手動選択 スイッチ「自動」 充電ランプ(緑) 制御電源(白) 点灯故障表示灯(赤) 消灯	
	耐震装置	アンカボルトの等の変形、破損等がないか を確認する	目視で判断	

点検	検査項目	点検要領	判定基準
作動	自家発電装置	手動で始動させ、作動状態及び電圧確立が	40 秒以内確立
点検	日豕兜电表直	正常であるかを確認	無負荷運転、5分以內
	換気状態	換気装置が正常に作動するかを確認	室温 40℃以上
		1 運転中に漏油、漏水、ガス漏れ異音、	無負荷運転はできるだ
		異常な振動及び発熱がないかを確認する	け避けること
	エンジン	2 実負荷により負荷運転を行いエンジンの	1 時間以上の負荷運転
	エンシン	状態を確認する	
		3 吸気、排気の状況が適正であるかを確認	
		する	
	発電機及び盤	電圧及び周波数正常であるかを確認する	負荷状態で定格電圧
機能	計器及び継電器 等	1 計器、継電器、表示灯等の作動状況等が	
点検		正常であるかを確認する	
		2 各保護装置の確認	
		1 自家発電装置を5回始動させるに充分な	比重 1.22 以上
	要領であり均等、浮動が自動で行われるこ		(20℃以上)
	ハ * y テ リ - 及 び 充 と 2 バッテ リーの電圧 (浮動充電時)	ک	26.2V以上均等充電ラ
		2 バッテリーの電圧 (浮動充電時)	ンプの消灯確認
	電器装置		各セル電圧±0.1Vのば
			らつき、比重のばらつ
			きがないこと
	設備の作動状況	自家発電設備に切り替えた状態で負荷設備	正常に作動すること
総合	政制・ハー・シートヨカイグに	が正常に作動するかを確認する	
点検	接地抵抗	規定値以下であること	100 Q以下
尽快 	絶縁抵抗	規定値以下であること	2ΜΩ以上

⑥ 『清水庵原球場空調設備保守点検業務』

1 業務内容

静岡市清水庵原球場の空調設備の保守点検

点検内容

室外機運転状況点検	ACP-1 • ACP-2	2台
室内機フィルター清掃	ACP-11~16 ACP-21~26	15 台
電気室1、2	FS-1-1 \sim 3 FE-1-1 \sim 3	6台
受水槽・ポンプ室送付機点検		
発電機室送付機点検	FS-1-4 FE-1-4	2台

2 その他

点検実施日については、委託者と協議し決定すること。

⑦ 『清水庵原球場浄化槽維持管理業務』

1 概 要

- (1)型 式 分離接触ばっ気方式
- (2) 処理対象人員 101 人槽
- (3) 平均汚水量 5㎡/日
- (4)流 入 水 質 BOD 260 mg/L
- (5) 放 流 水 質 BOD 20 mg/L
- (6) ばっ気用ブロワー 32A×0.63 m³/分×0.03Mpa×0.75Kw 2 台
- (7) 調整用ブロワー 32A×0.63 m³/分×0.03Mpa×0.75Kw 1台
- (8) 原 水 ポ ン プ 50A×0.21 m³/分×4m×0.4Kw 2台
- (9) 移 行 ポ ン プ 50A×0.21 m³/分×4m×0.4Kw 2 台
- (10) 排 水 ポ ン プ 40A×0.18 m³/分×4m×0.25Kw 2 台
- (11) 微細目スクリーン 0.75Kw 1台
- (12) 放 流 ポ ン プ 2.5 mm×27 m³/時×0.25 kw 1 台

2 管理項目

- (1) ばっ気型スクリーン
- (2) 原水ポンプ
- (3)流量調整槽
- (4) 微細目スクリーン
- (5)接触ばっ気槽
- (6) 沈殿槽
- (7)消毒槽
- (8) 排水設備
- (9) 汚泥濃縮貯留槽
- (10) ばっ気用ブロワー
 - ※上記設備及びそれに伴う附帯設備の保守点検(軽微な補修含む)
 - ※浄化槽法に基づく維持管理
 - ※2週に1回実施
- 3 浄化槽清掃 年1回実施
- 4 第11条法定検査 期間中に1回実施
- 5 報告事項 点検業務を行った都度、報告書を提出すること。

⑧ 『清水庵原球場受水槽清掃業務』

1 業務内容

静岡市清水庵原球場の受水槽の清掃及び消毒

(1)型式 1.0G

FD型

1. 5×1 . 0×1 . 5

ステンレス製

パネルタンク

(2) 容 量 2.0 m³

2 その他

清掃日については、委託者と協議し決定すること。

⑨ 『清水庵原球場芝刈等維持管理業務』

●業務内容

1	外野芝生維持管理	(面積・	8.	510 r	n²)
_		\шпд.•	ο,	OIO I	11/

1 2	ト野之生維持官理 (国惧:8,510 m)	
(1)	芝刈工 (乗用3連リールモア)	10 回/年
(2)	芝刈工 (牽引式ギャングモア)	60 回/年
(3)	芝カス除去 (スイーパー)	20 回/年
(4)	転圧工	3回/年
(5)	肥料散布A(芝生専用アミノ酸肥料 12:8:10)	4回/年
(6)	土壤改良A(含鉄肥料)	1回/年
(7)	抑草剤散布 (春用除草剤+殺菌剤)	1回/年
(8)	除草剤散布 (秋用除草剤+殺菌剤)	1回/年
(9)	土壤改良A(含鉄肥料)	1回/年
(10)	殺菌・殺虫剤・液肥散布A	1回/年
(11)	殺虫剤散布B	2回/年
(12)	サッチ分解剤散布	1回/年
(13)	目土A	1回/年
(14)	エアレーションC (コアリングタイン)	1回/年
(15)	バーチカルカットB(モアバーチユニット)	1回/年
(16)	オーバーシード工	1回/年
(17)	外野手定位置芝補修 (芝生撤去・芝張)	1回/年
(18)	ディポット補修	2回/年
(19)	散水C(既設スプリンクラー)	40 回/年
(20)	野球場内野維持管理	1回/年

2 内野維持管理 (面積: 2,794 m²)

(1)日常管理(内野整備)

イ ソッドカット

ウ 外周砂入れ

ア	ブラシ掛け	260 回/年
イ	散水	24 回/年
ウ	転圧	12 回/年
工	砂入れ	16 回/年
才	土入れ	2回/年
力	耕運	5回/年
キ	不陸直し	6 回/年
ク	レーキ・ツメ掛け	12 回/年
ケ	スプリンクラー清掃	1 回/年
(2) 点	E期整備(内野フィールド更新)	
ア	外周堀	1回/年

1回/年

1回/年

工	不陸測量	1回/年		
才	不陸直し	1回/年		
カ	砂入れ	1回/年		
キ	転圧	1回/年		
4++ +N 114 644 4++ 665 +FI				

3 植栽地維持管理

(1) 剪定・刈込

ア	生垣刈込	(H=1.0m 内外) 1	150m	1回/年
1	寄植刈込	(H=0.5m 内外) 8	10 m²	1回/年

(2) 殺虫剤散布 (病害虫防除)

ア	高木 (C=30cm 内外) 198 本	2回/年
イ	中木 (H=2.0m以上) 71本	2回/年
ウ	中木 (H=1.0m~2.0m) 10 本	2回/年
工	生垣(H=1.0m 内外) 150m	2回/年
才	寄植(H=0.5m 内外)1,500 ㎡	2回/年
力	地被類 880 m²	1回/年

(3) 施肥

ア	高木	198本	1回/年
1	中木	424 本	1回/年
ウ	寄植	1,500 m ²	1回/年
工	地被類	880 m²	1回/年

(4)除草

T	人力除草	$2,500 \text{ m}^2$	4回/年
/	/\ / //b/\ \\\	4. 000 III	4 5 7

4 外野芝生席維持管理 (面積: 4,490 m²)

(1)	芝刈工 (自走式ロータリーモア)	4回/年
(2)	除草剤・殺菌剤散布 (春)	1回/年
(3)	除草剤・殺菌剤散布 (秋)	1回/年
(4)	殺虫剤散布	1回/年
(5)	施肥	1回/年
(6)	人力除草	1回/年

5 臨時整備

NPB公式戦及び大会等の開催により、上記以外の整備の必要が生じた場合は、委託者及び 市スポーツ振興課と協議のうえ臨時整備を実施する。

【静岡市備品】

(清水庵原球場:3塁側機械置場に保管)

No.		備品名	メーカー	型式	数量
1	スポーツトラクター ハイディーゼル		東興産業	4110HST	1台
2		ロータリーミッドモア	東興産業	60	1式
3	3)	ハイバキューム	東興産業	TBS180	1式
4		ライムソワー	東興産業	L-2	1式
(5)	アタッチ	グラウンドマット	東興産業	TRM-2	1式
6	*	ハイブロレイキ	東興産業	VA-60	1式
7		ローラー	東興産業	TR-40	1式
8		フロントウエイト (4枚)	東興産業	L-11	1式
9		マルチプレイ	東興産業	MP-6	1式
10	スオ	ペーツトラクター コンパクト	東興産業	GT245	1台
11)	アタッチ	3点ヒッチ	東興産業		1式
12	メント	コンビレイキ	東興産業	CR-15	1式
13	自走	三式ロータリーモア	東興産業	JX75A	1台
14)	バキ	テュームスイーパー	東興産業	LS5000	1台

【機械関連設計内訳】

	名称・規格		数量	単価	摘要	
1	トラクターモア		1	台	静岡市備品	
2	自走式ロータリーモア		1	台	静岡市備品	
3	マルチプレイ		1	台	静岡市備品	
4	ハイブロレーキ		1	台	静岡市備品	
(5)	3 輪ブラシユニット		3	台	静岡市備品	
6	牽引式ローラー		1	台	静岡市備品	
7	トラクター(24HP)		5	B	業者機械	
8	3連乗用フィールドモア		10	B	業者機械	
9	ワークマン本体		1	日	業者機械	
10	ワークマン	トップドレッサー仕様	1	B	業者機械	
11)	ワークマン	薬剤・液肥散布仕様	4	B	業者機械	
12	コアスイーパー		1	B	業者機械	
13)	ドロップシーダー		1	台	業者機械	
14)	ターフエッジャー		1	B	業者機械	

⑩ 『清水庵原球場夜間照明設備保守点検業務』

1 業務内容

清水庵原球場夜間照明設備の保守点検 年1回 点検内容

- (1) 幹線ケーブル絶縁測定
- (2) 遠隔操作試験
- (3) 塔内分電盤絶縁測定
- (4) 塔内幹線絶縁測定
- (5) 塔内外観調査
- (6) 架台部外観調査
- (7) 投光器・安定器外観調査
- (8) 投光器・安定器清掃
- (9) 照明鉄塔外観調査
- (10) 照度測定

2 その他

点検実施日については、委託者と協議し決定すること。

① 『清水庵原球場排水管清掃業務』

1 業務内容

静岡市清水庵原球場の排水管の清掃及び消毒

	排水管高圧ジェット洗浄			
排水管清掃	排水経路 3経路 約500m			
	枡清掃			
機材・消毒剤	作業費に含む			

2 その他

清掃日については、委託者と協議し決定すること。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

1 指定管理業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。 この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知 り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個 人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために 必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務 の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
 - (再委託等における個人情報の取扱い)
- 9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずる おそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業 務が終了し、又は解除された後においても同様とする。 静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的と する監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる 画像を撮影する可能性のあるものをいう。
 - (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
 - (3) 実施機関 市長その他の市の執行機関、公営企業管理者、消防長及び市議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。)を行うに当たっては、個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要 最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとする。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに第7条に規定する防犯カメラ等管理責任者及びその連絡先を容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

- 第7条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等の撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。
- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職に ある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理 のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置の操作者の指定)

第8条 防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置は、管理責任者がその操作を行う者と して指定した者以外の者は、その操作を行うことができない。

(個人情報画像の保存等)

- 第9条 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮 影時の状態のままで保存するものとする。
- 2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならない。
- 3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。
- 4 個人情報画像の保存期間は、原則として2週間以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- 5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速 やかに消去するものとする。
- 6 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕等の措置を講じるものとする。 (苦情の処理)
- 第10条 実施機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理 に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙5 市と指定管理者のリスク分担表

	内容		負担	
種類			指定 管理者	
V. 스 콘 =	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	0		
法令変更	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		0	
	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	協議事項		
CV Municipal	法人税・法人市民税率等の変更		0	
税制変更	事業所税率等の変更	協議事項		
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項		
	市が取得すべき許認可等の遅延・失効など	0		
許認可	指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		0	
周辺地域・住	地域との協調		0	
民への対応	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		0	
	上記以外の事項	0		
	市の管理上の責めによる施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時			
MET DV March	休館等に伴う運営リスク	0		
運営リスク	市の管理上の責めによらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による	14 34 4 4		
	臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項		
<.1 m 4 66	市に帰責事由があるもの	0		
利用者等への場合時間	指定管理者に帰責事由があるもの		0	
の損害賠償	上記以外の理由により第三者に与えた損害	協議事項		
事業中止・変	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など(予算案の不承認、政策 変更等)	0		
更	上記以外の事由による事業の中止・延期など(不可抗力を除く)		0	
政治·行政的	政治的・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、ま	協議事項		
理由による	たは指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事			
事業変更	情による増加経費負担			
再委託管理	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		0	
	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市また			
	は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的、人為的な現象) に	\circ		
不可抗力	よる施設・設備の復旧費用及び業務履行不能			
1, -110177	不可抗力による事故時の適切な処理		0	
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対	协 继审话		
	策等に要する経費	協議事項		
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	0		
目担ソポリ	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		0	
	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		0	
₩a∋n.≘n/±±#	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	0		
施設・設備物	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(1 施設につ			
品等の損傷	き 50 万円以下の小規模なもの)		0	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(上記以外)	協調	義事項	

セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等	0
事業終了時	指定管理期間が終了した場合または期間途中に業務を廃止した場合における事	
の費用	業者の撤収費用	O

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市(社会共有資産利活用推進課・財政課) 令和7年4月

目次

1	趣旨	2
2	概要	2
3	賃金水準の変動に伴うスライド	3
4	物価水準の変動に伴うスライド	5
5	制度運用スケジュール	6
6	その他の取扱い	7
指定	管理料スライド額の反映状況に関する報告書	8

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を 図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管 理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」(以下「スライド制度」という。)を導入する。

2 概要

(1) 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費(これらの費目に乗じて算出される経費を含む)の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額(以下「基準額」とする。)を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

(2) 対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

(3) 適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

(4) 賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」

から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される

静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の

「企業向けサービス価格指数の総平均(除く国際運輸)」

(5)賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲 指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費(これらの費目に乗じて算出される経費を含む)の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」(基準額)に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に 1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。(賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。)

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>



3 賃金水準の変動に伴うスライド

- (1) スライド対象とする範囲
 - ①常勤職員の人件費

常勤の職員(常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む)の人件費として積算した給料、期末 勤勉手当及び法定福利費

- ②臨時職員の人件費
- ①以外の職員(パートタイム等の臨時職員)の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定 福利費
- ③ 人件費に連動する管理費
 - ①及び②に経費率 10.0%を乗じて算出した管理費

(2)変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額

_ -1 =変動率

指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額

②臨時職員の人件費

前年度の静岡県最低賃金

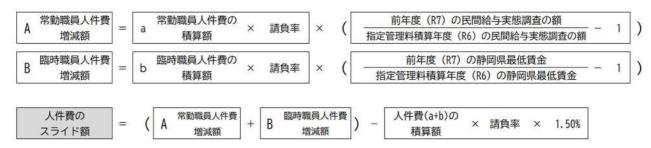
- 1 = 変動率

指定管理料積算年度の静岡県最低賃金

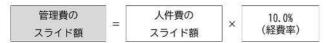
※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

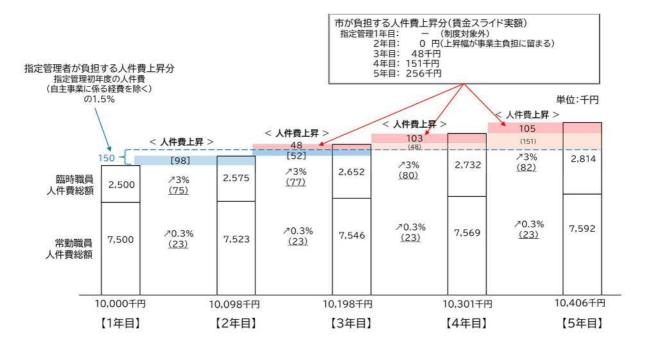
<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例



<人件費に連動する管理費のスライド額>



<制度運用イメージ>



- 4 物価水準の変動に伴うスライド
- (1) スライド対象とする範囲
 - ①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

- ※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の 価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。
- ③ 事業費・施設費に連動する管理雑費
 - ①及び②に経費率 1.0%を乗じて算出する管理雑費

(2)変動率の算出方法

①事業費

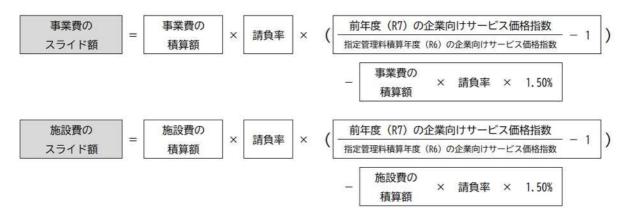
前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数

- 1 = 変動率 指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例



<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

5 制度運用スケジュール

			静岡市	指定管理者
	募集実施時		・スライド制度に関する事項と、各 経費の積算額を仕様書へ明記し	
指定期間 開始前			た上で、指定管理者を募集	
別の日	年度 [·]	協定締結時	・スライド制度の概要やスライド額の	の算出方法等を確認した上で、
	十夕协处师师时		年度協定を締結	
指定期間中	計算を行う年度	9~10月頃	・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上 げ実施等を検討
	2年	4月	・スライド額を当該年度の指定管理* 締結	料に反映した上で、年度協定を
	2年目以降	随時	・モニタリング等の機会に賃上げ等 の実施状況を確認	・年度終了後、反映状況に関す る報告書を市へ提出

(1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、 指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市(施設所管課)と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

(2) 指定期間中

- ① 計算を行う年度
 - ア 市(社会共有資産利活用推進課及び財政課)は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、施設所管課を通して指定管理者に通知する。
 - イ 市 (施設所管課) は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。
 - ウ 指定管理者は、上記ア及びイの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。
- ② 指定期間2年目以降
 - ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。
 - イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書(様式)」を市(施設所管課)へ提出する。
 - ウ 市 (施設所管課) は、モニタリング実施時や事業報告 (年度報告) の確認を行う際に、賃金水 準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

6 その他の取扱い

(1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに 指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

	施設名						
	指定期間	年月	3~ 年	月	日(指定期間	年目)	
	指定管理者名						
2	賃金水準の変動に	こ伴うスライ	ド額の反	<u> 映状沂</u>	<u> </u>		
	□ ①職員の人作	件費に反映し	た				
	具体的な反映内	容					
	□ ②職員の人作	件費に反映し	ていない				
	反映していない)理由					

3 その他

1 基本情報

ての他、負金水学の変動に伴う負土け奇の快部水流や自由息免

#DIV/0!

指定管理者負担額

#DIV/0!

#DIV/0!

スライド額

人件費の

スライド額

●人件費の増減額(C)がマイナスの場合

С

#DIV/0!

#DIV/0!

#DIV/0!

○事業費の増減額(A)がマイナスの場合 事業費の

スライド額

Α

#DIV/0!

#DIV/0!

#DIV/0!

○施設費の増減額(A)がマイナスの場合 施設費の

スライド額

Α

#DIV/0!

別紙7-4 【計算シート(n年度の指定管理料スライド額)】 ※黄色セル:入力箇所 単位:円 管理費の 人件費スライド額 経費率 = 0 × 10.0% スライド額 事業費スライド額 施設費スライド額 管理雑費の 経費率 + スライド額 1.0% 0 =

キャッシュレス手数料等報告書

施設名	所管課名	
指定管理者	指定管理形態	

1 決済端末使用料

I	経費負担の有無	端末導入月	金額
	有	令和 年 月	

2 決済手数料

発生月	内訳	金額				
令和●年 4月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 5月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 6月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 7月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 8月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 9月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 10月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 11月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 12月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 1月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 2月	0 件 別紙のとおり	0				
令和●年 3月	0 件 別紙のとおり	0				
	令和●年度における決裁手数料合計					

3 負担額

負担額(A + B)	0円
------------	----

(様式)

別紙8

△和	任	П	件数	合計額
11 4.11	+	Л	0	0

決裁種別	件数	金額	手数料率	金額(消費税込)	
VISA/Mastercard	0	0	2.95%	0	
JCB/アメリカンエキスプ゜レス/ダ イナースクラプ	0	0	3.40%	0	
銀聯カード	0	0	3.10%	0	
Suica	0	0	2.37%	0	
iD	0	0	2.95%	0	
楽天Edy	0	0	2.82%	0	
WAON	0	0	2.82%	0	
nanaco	0	0	2.82%	0	
QUIC PAY	0	0	3.40%	0	
Pay Pay	0	0	2.95%	0	
au Pay	0	0	2.95%	0	
メルペイ	0	0	2.95%	0	
d払い	0	0	2.95%	0	
楽天Pay	0	0	3.04%	0	
Jcoin Pay	0	0	2.95%	0	
Bank Pay	0	0	2.95%	0	
ゆうちょ Pay	0	0	2.95%	0	内消費税額
	0	0		0	1

※金額 (消費税込) は小数点以下切り捨て

0

別表1 備品リスト (3万円以上)

清水庵原球場

海水	. 庵原球場				
No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
1	0000068578	車椅子	78,000	19920401	折りたたみ式標準型
2	0000068581	車椅子	78,000	19920401	折りたたみ式標準型
3	0000083794	トラクター本体	4,400,000	20010926	三菱グランドマスター260D
4	0000092298				SR-33B
5	0000092299				H S - S 2 0 K M
6		トレーユニット			BWN-PBY259F1
7		消石灰、炭酸カルシウム兼用BOX			K A O 2 4
8	0000032301				KF-OWEB-F4HC-S
\vdash			-		
9		シェルビング			MM – A 6 5 2 4 G N
10		シェルビング	,		MM – A 6 5 2 4 G N
11		バレーボールネット			ダイニーマーワイヤー特注
12		両開き保管庫			BWN-S59F1
13	0000092477	屋外ベンチ	73,500	20050324	KF-OWEB-F4HC-S
14	0000092478	食器収納ユニット			B K - W 1 1 0 F 1 N N
15	0000092479	傘立て	47,670	20050324	US-G181
16	0000092480	折りたたみテーブル	47,250	20050324	MT-L163F1-E
17	0000092482	冷蔵庫	50,120	20050324	SR-261J
18	0000092483				SR-361J
-	0000092502			20050324	
-	0000092503			20050324	
-		パネルスクリーン			S H - S P 1 8 2 - H N 6 2
\vdash		折りたたみテーブル			コクヨ MT-L161F1-E
		会議用テーブル			コクヨ KT-S621F1
-					
		会議用テーブル			コクヨ KT-S621F1
		会議用テーブル			コクヨ KT-S621F1
-		会議用テーブル			コクヨ KT-S621F1
		会議用テーブル			コクヨ KT-S621F1
-		会議用テーブル		20050324	
29	0000092512	会議用テーブル	30,975	20050324	
30	0000092513	会議用テーブル	30,975	20050324	コクヨ KT-S621F1
31	0000092514	ホワイトボード	39,060	20050324	コクヨ BB-R636AW1W1
32	0000092515	会議用テーブルパネル付き	39,060	20050324	コクヨ KT-PS621F1
33	0000092516	会議用テーブルパネル付き	39,060	20050324	コクヨ KT-PS621F1
34	0000092517	会議用テーブルパネル付き	39,060	20050324	コクヨ KT-PS621F1
35	0000092518	会議用テーブルパネル付き			コクヨ KT-PS621F1
\vdash	0000092519				コクヨ CR-G755CKJ28-VN
\vdash	0000092520				コクヨ CR-G755CKJ28-VN
38				20050324	
$\overline{}$	0000092522			20050324	
40				20050324	
				20050324	
41	0000092524				
42				20050324	
43				20050324	
44	0000092527			20050324	
45	0000092528	椅子	38,115	20050324	
46	0000092531		30 EEU	20050324	コクヨ
	0000032331	TPU J	30,000		CR-G750F5CKJ28-VN
47	0000000500	± ¬	20.660	00050004	コクヨ
47	0000092532	何可丁	30,660	20050324	CR-G750F5CKJ28-VN
	0005555	L+ -7		000====	コクヨ
48	0000092533	椅子	30,660	20050324	C R - G 7 5 0 F 5 C K J 2 8 - V N
49	0000092534	上 納机	33 310	20050324	コクヨ SD-BSN107LC3F11
50	0000092535			20050324	
-	0000092536				
51				20050324	
52	0000092537	/ገ ቸጠ ሃ	33,310	20050324	コクヨ SD-BSN107LC3F11

胸	
54 0000092539 電子後寒酸	
1 m g g o R U N N E R I R I S 5 0000092541 診察的	
55 0000092541 診察別	0 0 F
56 0000092542 診察台 30,930 20050324 コクヨ H P ¬ S G 1 I F 1 57 0000092543 膝城戸橋 84,032 20050324 コクヨ H P ¬ S G 1 I F 1 58 0000092547 ボリたたみテーブル 42,000 20050324 コクヨ H P ¬ S G 1 I F 1 59 0000092547 ボリたたみテーブル 42,000 20050324 コクヨ M T ¬ L 1 6 3 F 1 ¬ E 60 0000092873 ブロジェクター 358,050 20050331 田立 C P ¬ X 1 2 0 0 J A 7 □ L 1 6 3 F 1 ¬ E 60 0000092873 ブロジェクター 358,050 20050331 田立 C P ¬ X 1 2 0 0 J A 7 □ L 1 6 3 F 1 ¬ E 60 0000092875 液晶テレビ 199,800 20050331 シャーブ A Q U O S L C ¬ 2 63 0000092876 アレビスタンド 46,000 20050331 シャーブ A N ¬ 2 6 F S 1 64 0000092877 テレビスタンド 46,000 20050331 シャーブ A N ¬ 2 6 F S 1 65 0000092878 液晶テレビ 393,750 20050331 シャーブ A N ¬ 2 6 F S 1 65 0000092878 液晶テレビ 393,750 20050331 シャーブ A N ¬ 2 6 F S 1 66 0000092927 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 68 0000092923 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 69 0000092924 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 70 0000092927 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 71 00000092927 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 72 0000092927 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 73 0000092927 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 74 0000092930 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 75 0000092931 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 76 0000092931 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 77 0000092931 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 78 0000092931 ※ボーッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 14,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 14,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 14,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 14,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 14,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
57	
58 0000092546 折りたたみテーブル	
59 0000092547 折りたたみテーブル	
60 0000092873 プロジェクター	
61 000092875 液晶テレビ	
62 0000092876 次品テレビ	6 G D 3
63 0000092876 テレビスタンド	
64 0000092877 アレビスタンド 46,000 20050331 シャープ A N - 2 6 F S 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
65 0000092878 液晶テレビ	
66 0000092921 パーソナルコンピュータ	
67 0000092922 選手ロッカー	1
68 000092923 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 6 000092924 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 7 1 000092926 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 7 1 000092926 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 7 1 000092927 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
69 000092924 選手ロッカー	
77 0000092925 選手ロッカー	
71 0000092926 選手ロッカー	
73 0000092928 選手ロッカー	
73 0000092928 選手ロッカー	
75 0000092930 選手ロッカー	
76 0000092931 選手ロッカー	
77 0000092932 選手ロッカー	
77 0000092932 選手ロッカー	
79 0000092934 選手ロッカー	
80 0000092935 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 81 0000092936 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 82 0000092937 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 84 0000092939 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 85 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 0000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
81 0000092936 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 82 0000092937 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 83 0000092938 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 84 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
82 0000092937 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 83 0000092938 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 84 0000092939 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 85 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
83 0000092938 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 84 0000092939 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 85 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
84 0000092939 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 85 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
85 0000092940 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 86 000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
86 0000092941 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 0000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475	
87 0000092942 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 89 000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
88 0000092943 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
89 0000092944 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 90 0000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 91 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
90 0000092945 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 91 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
91 0000092946 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
92 0000092947 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
93 0000092948 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
94 0000092949 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
95 0000092950 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 96 000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
96 0000092951 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0 97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
97 0000092952 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
98 0000092953 緑毛ロッカー	
99 0000092954 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
100 0000092955 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
101 0000092956 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
102 0000092957 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
103 0000092958 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
104 0000092959 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
105 0000092960 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
106 0000092961 選手ロッカー 41,475 20050331 W 6 3 0 × D 7 5 0 × H 2 0 0 0	
107 0000092962 電動自転車 85,360 20050331 E H D 6 3 2 A	
108 0000092963 屋外ベンチ 73,500 20050331 K F - OWEB-F4HC-S	

No.	金額	取得日	規格
109 000092964 工具箱セット			T T S - 1 0 0 0
110 0000092904 工兵福 ピット			コトブキ ベンチEX-13760
110 000009290 屋外ペンチ 111 0000092968 屋外ペンチ	+		
111 0000092968 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-13760
			コトブキ ベンチEX-13760
113 0000092970 屋外ベンチ	+		コトブキ ベンチEX-13760
114 0000092971 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-13760
115 0000092972 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-13760
116 0000092973 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-12380
117 0000092974 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-12380
118 0000092975 屋外ベンチ			コトブキ ベンチEX-12380
119 0000092976 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
120 0000092977 野球場グランドシート 121 0000092978 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
			ターポリン 紺色使用 おも使用
122 0000092979 野球場グランドシート			
123 0000092980 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
124 0000092981 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
125 0000092982 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
126 0000092983 野球場グランドシート			ターポリン 紺色使用
127 0000092984 ビデオDVDレコーダー			シャープ DV-RW190
128 0000092985 ビデオDVDレコーダー	36,750	20050331	シャープ DV-RW190
129 0000092986 液晶テレビ	77,280	20050331	ソニー WEGA KLV-20AP2 (S)
130 0000092987 液晶テレビ	77,280	20050331	ソニー
131 0000092988 製氷機	178 500	20050331	WEGA KLV-20AP2 (S) IM-35L-1
132 0000092989 製氷機			I M - 3 5 L - 1
132 0000092989 表外機			G B N - 3 2
134 0000092991 ティーバッティング用ダブルネット			G B N - 3 2
135 0000092992 バッティングゲージ			G B N — 1 0
136 0000092993 投手用ダブルネット			G B N - 3 4
137 0000092994 投手用ダブルネット			G B N - 3 4
138 0000092995 防球用ダブルネット			2 Z M - 5 8 4
139 0000092996 防球用ダブルネット			2 Z M - 5 8 4
140 000092997 防球用ダブルネット			2 Z M - 5 8 4
141 0000092998 防球用ダブルネット			2 Z M - 5 8 4
142 0000092999 スピードガン			2 Z M - 1 0 3 0
143 0000093000 防球用ダブルネット		20050331	
144 000093001 防球用ダブルネット		20050331	
145 0000093002 防球用ダブルネット		20050331	
146 0000093003 防球用ダブルネット		20050331	
147 0000093004 防球用ダブルネット		20050331	
148 0000093006 ポータブル放送セット		20050331	
			ソニー
149 0000093007 液晶テレビ(20型)	76,020	20050331	WEGA KLV-20AP2 (S)
150 0000093008 液晶テレビ(20型)	76,020	20050331	ソニー
151 0000093009 液晶テレビ (20型)	76.020	20050331	WEGA KLV-20AP2 (S) ν=-
			WEGA KLV-20AP2 (S)
152 0000093010 スポーツトラクターハイディーゼルほかアク		20050331	
153 0000093011 スポーツトラクターコンパクトほかアタッ			東興産業 G T 2 4 5
154 0000093012 電子レジスター			TE-3000-15M
155 0000093013 掛け時計			RE540M
156 0000093385 電話機・交換機システム			ネットコミュニティシステム
157 0000093389 指揮台		20050331	
158 0000093390 リヤカー		20050331	
159 0000093908 ストライクボード		20050331	
[160] 0000093909 ストライクボード	1 37,590	20050331	r-11 b-1425

終日音音 終日音 終日音 終日音 終日 映画 映画 映画 映画 映画 映画 映画 映		4 I	5 6	A 4-	- 17 -	15.16
182 000003931 ストライクボード		物品番号	品名	金額	取得日	規格
193 1000093312 ストライクボード 37.500 20000321 トースイ B - 7 4 2 5 1 16 16 1000093913 フタクテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 15 000009381 フタクテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 16 000093913 フタクテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 16 000093917 フタクテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 18 000093917 フタクテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 18 000093918 フタケテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 16 18 000093918 フタケテアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 17 8 0 1 17 8 0 1 17 8 1 17 8 18 19 000093918 フタケアント 84.95 20050331 トースイ B - 6 8 4 0 1 17 8 0 1 17 8 1 1 17 8 1 1 17 8 1 17 8 1 1 17 8 1 1 17 8 1 1 17 8 1 1 17 8 1 1 17 8	161 00	000093910	ストライクボード	37,590	20050331	トーエイ B-7425
164 19000093913 アンタッチボント 64,945 20050331 トーエイ 8 - 6 8 4 0	162 00	000093911	ストライクボード	37,590	20050331	トーエイ B-7425
165 DCD00393914 アンタッチアント 84,945 Z0050331 トニエイ 8 - 6 8 4 0	163 00	000093912	ストライクボード	37,590	20050331	トーエイ B-7425
166 10000039316 ワンタッチャント 84,945 20050331 トニエイ 8 - 6 8 4 0 167 0000093917 フンタッチャント 84,945 20050331 トニエイ 8 - 6 8 4 0 168 0000093918 オワイトボード 57,330 2005031 1 8 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 170 000009398 万元プル 30,877 2005031 7 5 0 × 6 1 7 6 8 KM 9 7 171 000009398 オ市州 39,947 2005031 1 2 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 172 000009398 オカ州 39,947 2005031 1 2 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 173 000009398 対き返い書庫 29,673 2005031 1 2 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 174 000009398 プルメルース (A 4 深至) 4 4 4 2 1 Z - Z 175 000009399 プルス タルケース (A 4 深至) 4 4 4 2 1 Z - Z 176 000009399 ブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 177 000009399 ブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 178 000009399 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 179 000009399 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 170 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 170 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 170 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 170 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 170 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 171 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 171 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 171 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 171 0000003999 ブーブル 34,524 2005031 3 1 8 9 5 C M 6 5 1 171 0000003999 ブーブル 5 3,604 2005031 2 3 1 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブル 5 3,604 2005031 2 3 1 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2005031 2 3 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2005031 2 3 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2005031 2 3 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2005031 2 3 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2005031 2 3 1 C X P 6 5 2 171 0000003999 ブーブ 5 3,604 2 3,604	164 00	000093913	ワンタッチテント	84,945	20050331	トーエイ B-6840
167 1000033918 フェクッファント 84,945 20050331 トーエイ 8 - 6 8 4 0	165 00	000093914	ワンタッチテント	84,945	20050331	トーエイ B-6840
188 0000093917 ファクッチアント	166 00	000093915	ワンタッチテント	84,945	20050331	トーエイ B-6840
195 0000093983 ホワイトボード 57,330 20050317 18 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0	167 00	000093916	ワンタッチテント	84,945	20050331	トーエイ B-6840
195 0000093983 ホワイトボード 57,330 20050317 18 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0	168 00	000093917	ワンタッチテント	84.945	20050331	トーエイ B-6840
170 0000093985 円テーブル 30.870 20050317 0.7 5 0 8 1.7 6 8 8 M 9 3 7 171 172 0000093987 ホワイトボード 49.833 20050317 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 173 000093989 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 174 0000093989 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 175 0000093990 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 176 0000093990 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 177 0000093990 1 0 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0 0 178 0000093990 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-					
171 000093986 本祭用机	-			,		
171 1000093986 年務時日 39,942 20050317 1 0 0 0 × 6 0 0 × 7 0 0	170 00	000030300	117 274	30,070	20000017	
172 0000093887	171 00	000093986	事務用机	39,942	20050317	
13 17 17 17 17 17 17 17	172 00	000002097	ナロイトギード	10 833	20050217	
173 000093988 引き返い動図	172 00	000093901	<i>M</i>	43,033	20030317	
174 0000033989 クリスタルケース(A4深型)	173 00	000093988	引き違い書庫	29,673	20050317	
175 0000093997 デーブル	174 00	000000000		45.400	00050017	
176 0000093991 アーブル	-					
177 0000093992 テーブル	\vdash			,		
178 0000093993 テーブル	-			7		
179 0000093994 背付ベンチ 53,613 20050317 2 3 1 1 C X P 6 5 2 160 0000033996 ロッカー(6 人用) 53,046 20050317 2 3 1 1 C X P 6 5 2 160 0000033997 ロッカー(6 人用) 53,046 20050317 1 9 ターン式 4 5 7 6 F R - Z 1 3 182 0000033997 ロッカー(6 人用) 53,046 20050317 1 9 ターン式 4 5 7 6 F R - Z 1 3 183 0000093999 長崎子 32,319 20050317 2 3 1 1 C S - P 32,319 20050317 2 3 1 1 C S - P 32,319 20050317 1 8 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 185 2000094000 ホワイトボード 57,330 20050317 2 3 1 1 C S - P 32,319 20050317 3 8 7 0 × 5 8 0 × 1 7 8 0 3	-					
181 0000093995 百付ベンチ 53,613 2050317 2311 C X P 6 5 2 181 0000093996 ロッカー(6人用) 53,046 2050317 リターン式 4 5 7 6 F R - Z 1 3 183 0000093998 長椅子 32,319 2050317 リターン式 4 5 7 6 F R - Z 1 3 183 0000093999 長椅子 32,319 2050317 2311 C S - P 184 0000093999 長椅子 32,319 2050317 2311 C S - P 185 0000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 2311 C S - P 2000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 2311 C S - P 2000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 20050317 2000094001 20050317 2000094001 20050317 2000094001 20050317 2000094001 20050317 2000094001 20050317 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094001 2000094010 2000094001 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 20000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 20000094010 20000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 2000094010 20000094010 2000094010 20000094010 20000094010 20000094010 2000009401	-			34,524	20050317	8 1 8 9 S C M 6 5 1
181 0000093999 ロッカー(6人用)	179 00	000093994	背付ベンチ	53,613	20050317	2 3 1 1 C X P 6 5 2
182 0000093997 ロッカー(6人用)	180 00	000093995	背付ベンチ	53,613	20050317	2 3 1 1 C X P 6 5 2
183 0000093998 長椅子 32,319 20050317 2 3 1 1 C S - P 184 0000093999 長椅子 32,319 20050317 2 3 1 1 C S - P 185 000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 東用 レーキブラシ等一式 2000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 東用 レーキブラシ等一式 2000094001 グランドレーキマシン 2,000094002 7ィー打撃用ネット 43,000 20050317 東田 レーキブラシ等一式 2000094003 7ィー打撃用ネット 43,000 20050317 20050317 東田 レーキブラシ等一式 2000094004 7ィー打撃用ネット 35,000 20050317 20050317 2000094005 2000094005 7ィー打撃用ネット 35,000 20050317 2000094005 2000094005 7ィー打撃用ネット 35,000 20050317 2000094005 2000094005 7ィー打撃用ネット 35,000 20050317 2000094005 7ィーバッティング用ダブルネット 30,500 20050317 2000094016 7ィーバッティング用ダブルネット 30,500 20050331 7シックス G B N - 3 2 20000094016 7ィーバッティング用ダブルネット 48,500 20050331 7シックス G B N - 3 2 2000094016 7ィーバッティング用ダブルネット 48,500 20050331 7シックス G B N - 1 5 2000094017 79等防球ネット 48,500 20050331 7シックス G B N - 1 5 2000094018 7ク・アンス専用台車 139,000 20050331 7シックス G P M 7 0 3 20050931 7シックス G P M 7 0 3 2005094018 7シックス G P M 7 0 3 2005094018 7シックス G P M 7 0 3 2005094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094012 2007094013 2007094013 2007094013 2007094013 2007094013 2007094013 2007094013 2007094014	181 00	000093996	ロッカー(6人用)	53,046	20050317	リターン式 4576FR-Z13
184 000093999 長椅子 32,319 20050317 2311 C S - P 185 000094000 ホワイトボード 57,330 20050317 187 0×5 8 0×1 7 8 0 1,500,000 20050317 187 0×5 8 0×1 7 8 0 1,500,000 20050317 187 0×5 8 0×1 7 8 0 1,500,000 20050317 2005031	182 00	000093997	ロッカー(6人用)	53,046	20050317	リターン式 4576FR-Z13
185 000094001 ボワイトボード 57,330 20050317 187 0×5 8 0×1 7 8 0 186 000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 乗用 レーキブラシ等一式 ※付 ※式用 20 00×2 0 0 0 溶接式 ※表	183 00	000093998	長椅子	32,319	20050317	2 3 1 1 C S - P
186 000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 乗用 レーキブラシ等一式 投付 模式用 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 接対 検付 模式用 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 接対 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 2 0 0 0 0 容 0 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 0 容 0 0 2 0 0 0 容 0 0 2 0 0 0 2	184 00	000093999	長椅子	32,319	20050317	2 3 1 1 C S - P
186 000094001 グランドレーキマシン 1,500,000 20050317 乗用 レーキブラシ等一式 投付 模式用 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 接対 検付 模式用 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 接対 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 を表す 2 0 0 0 0 × 2 0 0 0 溶接式 2 0 0 0 0 容 0 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 容 0 0 0 容 0 0 2 0 0 0 容 0 0 2 0 0 0 2	185 00	000094000	ホワイトボード	57,330	20050317	1870×580×1780
187 0000094002 ティー打撃用ネット	186 00	000094001	グランドレーキマシン	1.500.000	20050317	乗用 レーキブラシ等一式
188 0000094003 ティー打撃用ネット						
188 0000094003 ティー打撃用ネット 43,000 20050317 200 0 × 2 0 0 0 溶接式 2000094004 ティー打撃用ネット 35,000 20050317	187 00	000094002	ティー打撃用ネット	43,000	20050317	
88 0000094004	\vdash					
88 0000094004 ティー打撃用ネット 35,000 20050317 2000094005 ティー打撃用ネット 35,000 20050317 2000094014 ティーブ撃用ネット 35,000 20050331 20050331 でシックス GBN-3 2 192 000094015 ティーバッティング用ダブルネット 30,500 20050331 アシックス GBN-3 2 193 0000094016 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス GBN-1 5 194 0000094017 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス GBN-1 5 195 0000094018 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス GBN-1 5 195 0000094019 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス GBN-3 4 198 0000094021 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-3 4 199 0000094022 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-3 4 199 0000094022 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-3 4 199 0000094022 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-3 4 199 0000094023 シュレッダー 81,900 20050331 東交 V C - S 2 0 0 E X 200 000094064 掃除機 47,040 20050331 東交 V C - S 2 0 0 E X 200 000094065 書庫 35,910 20050331 H S 6 0 8 - N G 20050031 N K - V 1 2 2 M (天板、ベース付) 200500310 200500310 N K - V 1 - A W (天板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (天板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (天板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (大板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (大板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (大板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A W (大板、ベース付) 200500310 N K - V 1 - A B A 200500310 N K - V 1 -	188 00	000094003	ティー打撃用ネット	43,000	20050317	
88 0000094004	\vdash					******
190 0000094005 ティー打撃用ネット 35,000 20050317 20050317 200000 2005031 2	189 00	000094004	ティー打撃用ネット	35,000	20050317	
90						
191 0000094014 ティーバッティング用ダブルネット 30,500 20050331 アシックス G B N - 3 2 192 0000094015 ティーバッティング用ダブルネット 30,500 20050331 アシックス G B N - 3 2 193 0000094016 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス G B N - 1 5 194 0000094017 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス G B N - 1 5 195 0000094018 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス G P M 7 0 3 196 0000094019 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス G P M 7 0 3 197 0000094020 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス G B N - 3 4 198 0000094021 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス G B N - 3 4 199 0000094022 野球場チケット売り場 5,460,000 20050331 アシックス G B N - 3 4 199 0000094023 シュレッダー 81,900 20050331 アシックス G B N - 3 4 199 0000094063 掃除機 47,040 20050331 東文 V C - S 2 0 0 E X 190	190 00	000094005	ティー打撃用ネット	35,000	20050317	
192 0000094015 ディーバッティング用ダブルネット 30,500 2005031	<u> </u>		10-10-10			
193 0000094016 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス GBN-15 194 0000094017 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス GBN-15 195 0000094018 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス GPM703 196 000094020 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-34 198 000094021 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-34 199 000094022 野球場チケット売り場 5,460,000 20050331 アシックス GBN-34 200 000094023 シュレッダー 81,900 20050331 原外クリエイト製 OC-TIC-3020 200 000094023 シュレッダー 81,900 20050331 原文・V 1 2 2 0 M 201 000094063 掃除機 47,040 20050331 東芝 V C - S 2 0 0 E X 202 000094064 掃除機 43,050 20050331 東芝 V R - 2 3 A 203 000094065 書庫 35,910 20050331 H S 6 1 - N G 204 000094067 収納棚 62,370 20050331 NW - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付) 205 000094068 ナンンバスベッド <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	-					
194 0000094017 V字防球ネット 48,500 20050331 アシックス GBN-15 195 0000094018 内外野フェンス専用台車 139,000 20050331 アシックス GPM703 196 0000094020 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-34 198 0000094021 投手用ダブルネット 31,000 20050331 アシックス GBN-34 199 0000094022 野球場チケット売り場 5,460,000 20050331 屋外クリエイト製 OC-TIC-3020 200 0000094023 シュレッダー 81,900 20050331 東文VC-S200EX 201 0000094063 掃除機 47,040 20050331 東文VC-S200EX 202 0000094064 掃除機 43,050 20050331 HS60N-DR 203 0000094066 書庫 35,910 20050331 HS61-NG 204 0000094067 収納棚 62,370 20050331 NW-0807H-AW(天板、ベース付) 207 0000094069 キャンパスベッド 31,290 20050331 NKI-7634 208 0000094070 キャンパスベッド 31,290 20050331 NKI-7634 209 0000094069 キャンパスベッド 31,290	-					
1950000094018内外野フェンス専用台車139,00020050331アシックスG P M 7 0 31960000094020技手用ダブルネット31,00020050331アシックスG P M 7 0 31970000094021技手用ダブルネット31,00020050331アシックスG B N - 3 41980000094022野球場チケット売り場5,460,00020050331屋外クリエイト製O C - T I C - 3 0 2 02000000094023シュレッダー81,90020050331M S - V 1 2 2 0 M2010000094063掃除機47,04020050331東芝 V C - S 2 0 0 E X2020000094064掃除機43,05020050331H S 6 0 8 - N G2040000094065書庫35,91020050331H S 6 1 - N G2050000094067収納棚62,37020050331N W - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094070キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42090000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4	-					
1960000094019内外野フェンス専用台車139,00020050331アシックス G PM 7 0 31970000094020投手用ダブルネット31,00020050331アシックス G B N - 3 41980000094021投手用ダブルネット31,00020050331アシックス G B N - 3 41990000094022野球場チケット売り場5,460,00020050331屋外クリエイト製 O C - T I C - 3 0 2 02000000094063掃除機47,04020050331東芝 V C - S 2 0 0 E X2020000094064掃除機43,05020050331井 S 6 0 8 - N G2040000094065書庫35,91020050331H S 6 1 - N G2050000094066書庫44,94020050331NW - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW - 0 9 0 7 H - A W (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094070キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42090000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4	-					
1970000094020投手用ダブルネット31,00020050331アシックス GBN-341980000094021投手用ダブルネット31,00020050331アシックス GBN-341990000094022野球場チケット売り場5,460,00020050331屋外クリエイト製 OC-TIC-30202000000094023シュレッダー81,90020050331MS-V1220M2010000094063掃除機47,04020050331東芝VC-S200EX2020000094064掃除機43,05020050331HS608-NG2030000094065書庫35,91020050331HS61-NG204000094066書庫44,94020050331HS61-NG205000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW-0907H-AW (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342080000094071キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342090000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-7634						
1980000094021投手用ダブルネット31,00020050331アシックス GBN-341990000094022野球場チケット売り場5,460,00020050331屋外クリエイト製 OC-TIC-30202000000094023シュレッダー81,90020050331MS-V1220M2010000094063掃除機47,04020050331東芝VC-S200EX2020000094064掃除機43,05020050331HS608-NG2040000094065書庫35,91020050331HS61-NG2050000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NKI-76342070000094069キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342080000094071キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342090000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-7634						
1990000094022野球場チケット売り場5,460,00020050331屋外クリエイト製 OC-TIC-30202000000094023シュレッダー81,90020050331MS-V1220M2010000094063掃除機47,04020050331東芝 V C - S 200 E X2020000094064掃除機43,05020050331東芝 V R - 23 A2030000094065書庫35,91020050331H S 608-N G2040000094066書庫44,94020050331H S 61-N G2050000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW-0907H-AW (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 76342080000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 76342090000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7634				31,000	20050331	アシックス GBN-34
2000000094023シュレッダー81,90020050331MS - V 1 2 2 0 M2010000094063掃除機47,04020050331東芝 V C - S 2 0 0 E X2020000094064掃除機43,05020050331東芝 V R - 2 3 A2030000094065書庫35,91020050331H S 6 0 8 - N G2040000094066書庫44,94020050331H S 6 1 - N G2050000094067収納棚62,37020050331N W - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331N W - 0 9 0 7 H - A W (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4	198 00	000094021	投手用ダブルネット	31,000	20050331	アシックス GBN-34
2010000094063掃除機47,04020050331東芝VC-S200EX2020000094064掃除機43,05020050331東芝VR-23A2030000094065書庫35,91020050331HS608-NG2040000094066書庫44,94020050331HS61-NG2050000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW(天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW-0907H-AW(天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342090000094071キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-7634	199 00	000094022	野球場チケット売り場	5,460,000	20050331	屋外クリエイト製 OC-TIC-3020
2010000094063掃除機47,04020050331東芝VC-S200EX2020000094064掃除機43,05020050331東芝VR-23A2030000094065書庫35,91020050331HS608-NG2040000094066書庫44,94020050331HS61-NG2050000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW(天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW-0907H-AW(天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342090000094071キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-7634	200 00	000094023	シュレッダー	81,900	20050331	MS-V1220M
2020000094064掃除機43,05020050331東芝 V R - 2 3 A2030000094065書庫35,91020050331H S 6 0 8 - N G2040000094066書庫44,94020050331H S 6 1 - N G2050000094067収納棚62,37020050331N W - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331N W - 0 9 0 7 H - A W (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4	201 00	000094063	掃除機	47,040	20050331	東芝VC-S200EX
2030000094065書庫35,91020050331H S 6 0 8 - N G2040000094066書庫44,94020050331H S 6 1 - N G2050000094067収納棚62,37020050331N W - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331N W - 0 9 0 7 H - A W (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094070キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42090000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4						
2040000094066書庫44,94020050331H S 6 1 - N G2050000094067収納棚62,37020050331N W - 0 8 0 7 H - A W (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331N W - 0 9 0 7 H - A W (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094070キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42090000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4						
2050000094067収納棚62,37020050331NW-0807H-AW (天板、ベース付)2060000094068レジ台30,03020050331NW-0907H-AW (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342080000094070キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342090000094071キャンパスベッド31,29020050331NKI-76342100000094072キャンパスベッド31,29020050331NKI-7634	-					
2060000094068レジ台30,03020050331NW - 0 9 0 7 H - AW (天板、ベース付)2070000094069キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42080000094070キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42090000094071キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 42100000094072キャンパスベッド31,29020050331N K I - 7 6 3 4	-					
207 0000094069 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 208 0000094070 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 209 0000094071 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 210 0000094072 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4	-					
208 0000094070 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 209 0000094071 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 210 0000094072 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4	-					
209 0000094071 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4 210 0000094072 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4						
210 0000094072 キャンパスベッド 31,290 20050331 N K I - 7 6 3 4	-					
211 0000094073 移動黒阪						
	[211] 00	000094073	炒 割	43,470	20050331	R R H - 1 Z Z Z Y

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
		パンフレットスタンド			PR753
-					コレクト T-18
-	0000094075		· ·		
-		人口樹木(フィスカニチータ)			O A - 8 1 0 A · G G
-		人口樹木(ケヤキ)			O A - 8 2 4 · G G
-		プラントボックス			O A - 4 1 0 · F B
		プラントボックス	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		O A - 4 1 0 · F B
-		折りたたみ式バッティングゲージ	,		アシックスGBN-10
-	0000098534				ウチダ (2100×900×600)
-	0000098535				ウチダ (2100×900×600)
-		折りたたみ式バッティングゲージ			アシックスGBN-10
222	0000110207	収納ボックス	65,310	20070306	
223	0000110553	掲示板	285,700	20070326	OC-GSP-1810 (アルミ製シルバー)
224	0000111194	物置	129,675	20070423	イナバ N X - 3 2 S
225	0000112199	投手前用L型Wネット			アシックスGBN-34
-		投手前用L型Wネット	37,800	20071004	アシックスGBN-34
227	0000115570	投手前用L型Wネット			ポリエチレンネット440T/60本
-		投手前用し型Wネット	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		ポリエチレンネット440T/60本
$\overline{}$		バレーボールネット		20080529	
-		ヘッジトリマー(剪枝機)			シングウ E-23KH
-		ヘッジトリマー(剪枝機)			シングウ E-23KH
-		動力噴霧機一式			アリミツ工業 C S R - 6 4 1 D
-	0000121198				∃ F L M C - 2 2 2 5 H
-		カッティングマシン			ビーポップPC接続専用CM-200
-	0000123111				ミツビシ キャブオーバー
-	0000124744				マキタエンジンブロワEUB4250
-		グローバルデスク			GD-861K
231	0000132703				脇机 オカムラ製
238	0000152798	保管庫	30,900	19950316	
230	0000153945	脚折りたたみ会議テーブル用台車	50 225	20100219	ND33BH4070316 TK-T100N
\vdash		がりたたみイス用台車 折りたたみイス用台車			C P - 5 0 N
-		到りたため1人州ロ単 三菱ジェットタオルミニ(男子トイレ)			J T – M C 1 0 7 E
-		三菱ジェットタオルミニ(女子トイレ)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		J T – M C 1 0 7 E
-	0000154104	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			C V - G 9 5 K N L (日立)
-	0000130311			20100713	
-	0000163102			20110310	
-	0000163103			20110310	
	0000163104				
-					V R - 2 3 A - H (東芝) C V - G 9 5 K N L (日立)
-	0000163392	が			ダイシンエンジンバッテリー
249	0000163565	ダインノエンシンハッテリー	49,799	20110329	トーエイライトB-3079
250	0000163991	グランドローラー1R	30,000	20110404	$(100 \text{ cm} \times 150 \text{ cm})$
251	0000163992	グランドローラー1 R	30,000	20110404	トーエイライトB-3079 (100cm×150cm)
252	0000163993	グランドローラー 1 R	30,000	20110404	トーエイライトB-3079
					(100cm×150cm) トーエイライトB-3079
253	0000163994	グランドローラー1 R	30,000	20110404	$(100 \text{ cm} \times 150 \text{ cm})$
254	0000167617	<u></u> 搬出用スロープ	88,200	20120305	搬出用スロープ
055	000010000	13 IV TW 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4	07.00-	0010000	(鋼製 1200×1000)
-		掃除機(清水庵原球場)			掃除機 (日立 C V - G 9 5 K N L)
256	0000168329	掃除機(清水庵原球場)	34,545	20120329	掃除機 (東芝 V R - 2 3 A)
257	0000176803	トスバッティングフェンス	34,440	20140313	ダブルネット 2 × 2 m 鋼管 φ 3 4 、ネット 6 0 本
258	0000176804	トスバッティングフェンス	34,440	20140313	ダブルネット 2 × 2 m 鋼管 φ 3 4 、ネット 6 0 本
			L		

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
250	0000176905	トスバッティングフェンス	34.440	20140313	ダブルネット2×2m
233	0000170803		54,440	20140313	鋼管 φ 3 4 、ネット 6 0 本
260	0000176806	トスバッティングフェンス	34 440	20140313	ダブルネット2×2m
200	0000170800				鋼管 φ 3 4 、ネット 6 0 本
	0000179921		299,000	20150226	リコーMP1301
262	0000187533	排水ポンプ	82,836	20160331	排水ポンプ一式
262	0000256823	球性田 目	24.000	20190701	スポーツベンチ
203	0000230823	冰 汉用共	34,000	20190701	SK150B B-5976
264	0000256824	球性 用目	24.000	20190701	スポーツベンチ
204	0000230624	· 秋汉用共	34,000	20190701	SK150B B-5976
265	0000256877	テント天幕	84,780	20190705	トーエライト G1653
266	0000256878	テント天幕	84,780	20190705	トーエライト G1653
267	0000256883	球技用具	48,600	20190704	防球ネット 3×3 車無し
268	0000256884	球技用具	48,600	20190704	防球ネット 3×3 車無し
269	0000256885	球技用具	61,560	20190704	防球ネット 3×3 車付き
270	0000256886	球技用具	61,560	20190704	防球ネット 3×3 車付き
271	0000256887	球技用具	39,960	20190704	防球ネット Tネット袋付き 2×2
272	0000256888	球技用具	39,960	20190704	防球ネット Tネット袋付き 2×2
273	0000256889	球技用具	39,960	20190704	防球ネット Tネット袋付き 2×2
274	0000256890	球技用具	34,560	20190704	防球ネット L字ネット 2×2
275	0000256891	球技用具	34,560	20190704	防球ネット L字ネット 2×2
276	0000256892	球技用具	34,560	20190704	防球ネット L字ネット 2×2
277	0000256893	球技用具	36,720	20190704	防球ネット 2×2車付き
278	0000256894	球技用具	36,720	20190704	防球ネット 2×2車付き
279	0000256895	球技用具	36,720	20190704	防球ネット 2×2車付き
280	0000256896	球技用具	36,720	20190704	防球ネット 2×2車付き
281	0000256897	球技用具	36,720	20190704	防球ネット 2×2車付き
282	0000256898	球技用具	75,600	20190704	グラウンド均しマット
283	0000256950	球技用具	1,814,400	20190705	乗用グラウンド整地機
284	0000256986	一般	297,000	20190718	製氷機 IM-25M-1 1台
285	0000257158	自動体外式除細動器(AED)	84,240	20190729	フィリップス社製ハートスタートFRx+
286	0000257632	バットケース			ルイ高 RT-B057125
287	0000257633	バットケース	110,160	20190919	ルイ高 RT-B057125
288	0000260948	テント天幕	86,350	20201022	トーエライト G1653
289	0000261020	自動体外式除細動器(AED)	270,000	20200701	フィリップス社製ハートスタートHS1
290	0000263153	テント天幕			トーエライト G1653
-	0000265056		41,800	20211115	ソニー ブルートゥーススピーカー
292	0000267583	電気機器	43,560	20220907	マキタ 高圧洗浄機 MHW0820
293	0000267584	電気機器	43,560	20220907	マキタ 高圧洗浄機 MHW0820
294	0000274395	4輪式大型ライン引き	36,300	20240117	モルテンWG0024
205	0000074450	- 707)	40.750	00040110	ヤマザキサンギョ(F-164-52-2
295	0000274450	ニューフロアシート	42,750	20240119	5)
296	0000274504	スパインボード	84,000	20240129	DXセット
00-	000007505	いた地口			フィリップス・ジャパン
29/	0000276365	冶療機器	11,990	20240730	スマートパッドカートリッジ M5071A
	00000	N. 14 196 BB	44	000:0=-	フィリップス・ジャパン
298	0000276366	治療機器	11,990	20240730	スマートパッドカートリッジ M5071A
299	0000276921	その他	102,520	20241018	散水用ホース
-	0000276937				トイレ便座(DL-RSTK40-CP)
	0000276938				トイレ便座 (DL - ESX 2 0 - WS)
		<u> </u>	5 .,, 00		1

別表2 利用料金の限度額と現在の利用料金

清水庵原球場

(1) 本球場

利用区分		単位	条例での 上限額	承認額
アマチュアスポーツ	一般	午前・夜間	7,530円	7,530円
又はレクリエーショ		午後	10,040円	10,040円
ンに利用する場合	生徒等及び70	午前・夜間	5,280円	5, 280円
	歳以上の者	午後	7,040円	7,040円
その他の場合		午前・夜間	37,650円	37,650円
		午後	50,200円	50, 200円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者 を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあってはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあってはこの表の午後の区分の金額の4分の1に相当する額とする。
- 5 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前9時までにあってはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあってはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、 この表による金額の3倍の額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

- 9 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 10 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- 11 本球場の利用料金の限度額には、室内練習場の利用を含む。

(2) 第2球場

利用区	単位	条例での 限度額	承認額	
一般		1,500円	1,500円	
生徒等及び70歳以上の)者	午前	1,050円	1,050円
その他の場合			7,500円	7, 500円
4月1日から5月31	<u>b</u> .p.	午後	2,000円	2,000円
日まで及び8月1日	一般	夜間	500円	500円
から8月31日まで	生徒等及び70歳	午後	1,400円	1,400円
	以上の者	夜間	350円	350円
	その他の場合	午後	10,000円	10,000円
		夜間	2,500円	2,500円
6月1日から7月31	一般	午後	2,000円	2,000円
日まで	一	夜間	1,000円	1,000円
	生徒等及び70歳	午後	1,400円	1,400円
	以上の者	夜間	700円	700円
	その他の場合	午後	10,000円	10,000円
		夜間	2,500円	2,500円
9月1日から10月31	一般		2,000円	2,000円
日まで及び2月1日 から3月31日まで	生徒等及び70歳	 	1,400円	1,400円
N-03731 x C	以上の者		10,000	10.000
11月1日から翌年1	その他の場合		10,000円	10,000円
II 月 I 日 から翌年 I 月 31 日 ま で	一般生徒等及び70歳以上の者	-	1,500円	1,500円
7,702 17 55		午後	1,050円	1,050円
	その他の場合		7,500円	7,500円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者

を除く。

- 3 時間区分は、次のとおりとする。
- (1) 午前 午前9時から正午までの時間
- (2) 午後 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後1時から午後4時までの時間
 - イ ア以外の期間 午後1時から午後5時までの時間
- (3) 夜間 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
 - ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時 から午後6時までの時間
 - イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第5条ただし書の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係る 利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につ き、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 7 第6条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

(3) 附帯設備

利用区分		単位	条例での 限度額	承認額
照明設備	全点灯		2,820円	2,820円
	3分の2点灯	1時間につき	1,880円	1,880円
	3分の1点灯		940円	940円
室内練習場		1室1時間につき	520円	520円
本部設備		一式1回につき	3,140円	3, 140円
会議室 大会議室		1 時間につき	410円	410円
	小会議室	1 時間に 20	210円	210円

備考

- 1 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。
- 2 本部設備の利用料金の限度額には、会議室の利用を含む。

- 3 室内練習場及び会議室は、本球場及び本部設備が利用されていない場合に限り利用することができる。
- 4 室内練習場及び会議室の利用料金の限度額は、単独で利用する場合に限り適用する。
- 5 利用許可を受けた1日の連続した時間区分における利用を「1回」とする。